

安曇野市
障がい福祉制度
のあらまし

令和3年度版
(令和3年8月1日改正)



安曇野市

安曇野市福祉部（安曇野市福祉事務所）福祉課障がい福祉担当

TEL71-2251（直通） FAX71-2328

～ 安曇野市障がい福祉制度のあらまし 目 次 ～

1	手帳制度について	1
2	医 療	
	■障がい者（児）医療（福祉医療）	3
	■自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）	3
	■国が指定する難病の医療費助成制度	4
	■長野県が指定する難病の医療費助成制度	4
	■特定疾患医療費給付	4
	■在宅障がい者（児）訪問歯科相談	4
	■在宅重度身体障がい者（児） 歯科健診等事業	5
	■小児慢性特定疾病医療費支給認定	5
	■遷延性意識障がい者医療費給付	5
	■特定疾病療養受療証（長期高額疾病）の交付	5
3	補装具・日常生活用具	
	■補装具の交付・修理	6
	■日常生活用具の給付	7
	■軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助金(18歳未満対象)	8
4	年金・手当	
	■障害基礎年金	9
	■障害厚生年金及び障害手当金	9
	■特別児童扶養手当	10
	■児童扶養手当	10
	■障害児福祉手当	11
	■特別障害者手当	11
	■重度心身障害者（児）福祉金	11
	■重度心身障害者（児）介護慰労金	12
	■心身障害者扶養共済	12
	■交通・災害遺児見舞金	12
	■特定疾患患者見舞金	13
5	税金	
	■所得税・市県民税に関する所得控除	14
	■利子等の非課税（障がい者マル優）	14
	■相続税に関する障害者控除	14
	■贈与税の非課税	15
	■事業税の非課税	15

■自動車税・軽自動車税の減免	-----	15
6 貸付制度		
■生活福祉資金の貸付	-----	18
7 移動支援		
■移動支援事業	-----	19
■バス運賃の割引	-----	20
■タクシー運賃の割引	-----	20
■JR運賃の割引	-----	20
■航空旅客運賃の割引	-----	21
■有料道路通行料金の割引	-----	21
■障害者外出支援利用券（タクシー券）の交付	-----	22
■腎臓透析利用者通院支援事業利用券（タクシー券）の交付	---	22
■腎臓透析治療通院時の交通費の助成	-----	22
■デマンド交通（あづみん）及び定時定路線運賃減免	-----	23
■信州パーキング・パーミット制度	-----	23
■駐車禁止規制の適用除外	-----	23
■自動車改造費の助成	-----	23
■自動車運転免許取得の助成	-----	24
■通所・通園等推進事業	-----	24
■身体障害者補助犬の給付	-----	25
■身体障害者補助犬飼育助成事業	-----	25
8 障害者自立支援給付		
■介護給付サービス	-----	26
■訓練等給付サービス	-----	27
9 障害児通所支援		
■障害児通所支援	-----	28
10 在宅生活の支援		
■日中一時支援事業	-----	29
■タイムケア事業	-----	29
■家族介護用品購入助成事業	-----	29
■入浴料金割引券の交付	-----	30
■手話通訳者・要約筆記者の派遣	-----	31
■身体障害者住宅等整備事業	-----	31
■県営住宅の優先入居	-----	32
■NHK受信料の減免	-----	32

■NTT 番号無料案内	33
■携帯電話基本使用料等の割引	33
■青い鳥郵便葉書の無料配布	33
■知的障がい者生活協力員紹介事業	33
■郵便による不在者投票	34
■長野県障がい者文化芸術祭作品展	34
■長野県障がい者スポーツ協会	34
■長野県障がい者スポーツ大会	34
■言語および聴覚障がい者等ファックス 110 番・メール 110 番	34
■言語および聴覚障がい者等緊急等通報ファックス 119 番	35
■言語および聴覚障がい者等携帯電話による Web119 通報システム	35
■ヘルプマーク	35
■ヘルプカード	35

11 就 労

■ハローワーク（松本公共職業安定所）	36
■公共職業訓練	36
■職場適応訓練	36
■障がい者雇用支援	36
■障害者就業・生活支援センター	36
■社会就労センター	37

12 相 談

■子ども発達支援相談室（あづみっこサポートルーム）	38
■障がい者虐待に関する相談（通報）	38
■障がい者（児）相談支援事業	38
■成年後見に関する相談	39
■心の電話相談	39
■自閉症・発達障がいに関する相談	39
■行政機関等相談窓口	40

付録

難病医療費助成制度の対象疾患一覧	42
障害者総合支援法の対象疾患一覧	45
介護保険制度について	48
後期高齢者医療について	50
所得制限について	51

※このあらましは、令和3年4月1日現在の情報を基に作成しています。

「5 税金 ■自動車税・軽自動車税の減免」については、令和元年10月1日の税制改正後の情報を記載しています。

【重要】

下記の手続きには、必要な持ち物に加えて個人
番号がわかる書類（※1）

と本人確認書類（※2）をご持参ください。

■個人番号を利用する福祉課障がい福祉担当の業務

- ・身体障害者手帳
- ・特別児童扶養手当
- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当
- ・補装具
- ・障害児通所支援
- ・自立支援給付（障がい福祉サービス）
- ・自立支援医療（更生・育成医療）
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・自立支援医療（精神通院）

※1 「個人番号カード」や「通知カード」など

※2 運転免許証や障害者手帳など顔写真つきのものから1点、または
保険証と受給者証などから2点

1 手帳制度について

① 身体障害者手帳の交付を受けるには

内 容	身体障害者手帳は、身体に障がいのある人が、様々な福祉施策を受けやすくなることを目的としたものです。 障がいの程度によって、1級～6級に区分されます。
交付対象	視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能、そしゃく機能の障がい者、肢体不自由者（上肢、下肢、体幹機能、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障がい者）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがある人
申請窓口	福祉課（本庁舎 14 番窓口）、各支所地域課地域担当
手続き	交付申請書、写真（縦 4 cm×横 3 cm 正面脱帽）、指定医師による診断書・意見書を申請窓口に提出します。
交付窓口	福祉課（本庁舎 14 番窓口）

② 療育手帳の交付を受けるには

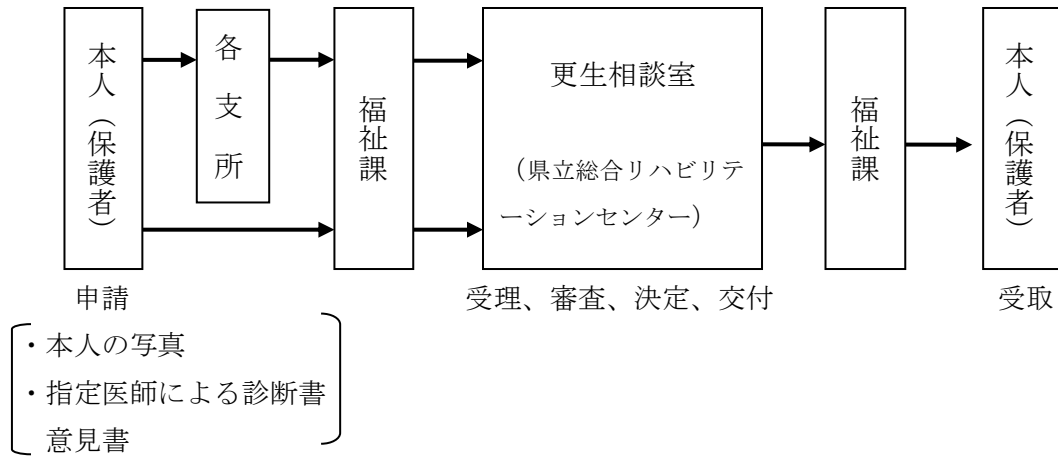
内 容	療育手帳は、知的障がいのある人が、様々な福祉施策を受けやすくなることを目的としたものです。 障がいの程度によって、A1、A2、B1、B2 に区分されます。
交付対象	児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障がいと判定された人
申請窓口	福祉課（本庁舎 14 番窓口）、各支所地域課地域担当
手続き	交付申請書、写真（縦 4 cm×横 3 cm 正面脱帽）、「知的障がい」と診断された医師の診断書または意見書（2～17 歳の人には不要）を申請窓口に提出します。
交付窓口	福祉課（本庁舎 14 番窓口）

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるには

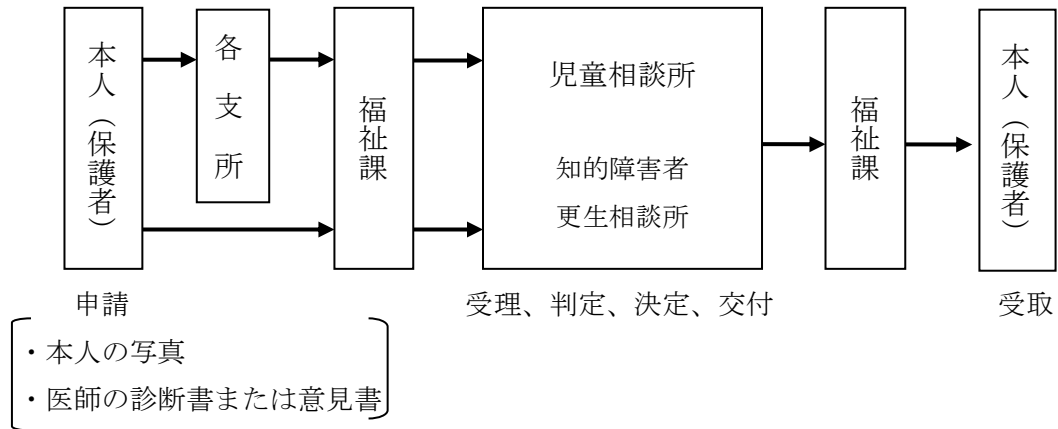
内 容	精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいを持つ人が様々な福祉施策を受けやすくなることを目的としたものです。 障がいの程度によって、1級、2級、3級に区分され、2年毎の更新が必要です。
交付対象	精神疾患を有する人（知的障がい者を除く）のうち、精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人
申請窓口	福祉課（本庁舎 14 番窓口）、各支所地域課地域担当
手続き	申請書、写真（縦 4 cm×横 3 cm 正面脱帽）、医師の診断書又は精神障がいを支給事由とする年金証書の写し等を申請窓口に提出します。
交付窓口	福祉課（本庁舎 14 番窓口）

④ 手帳申請から受取りまでの流れ

身体障害者手帳の場合

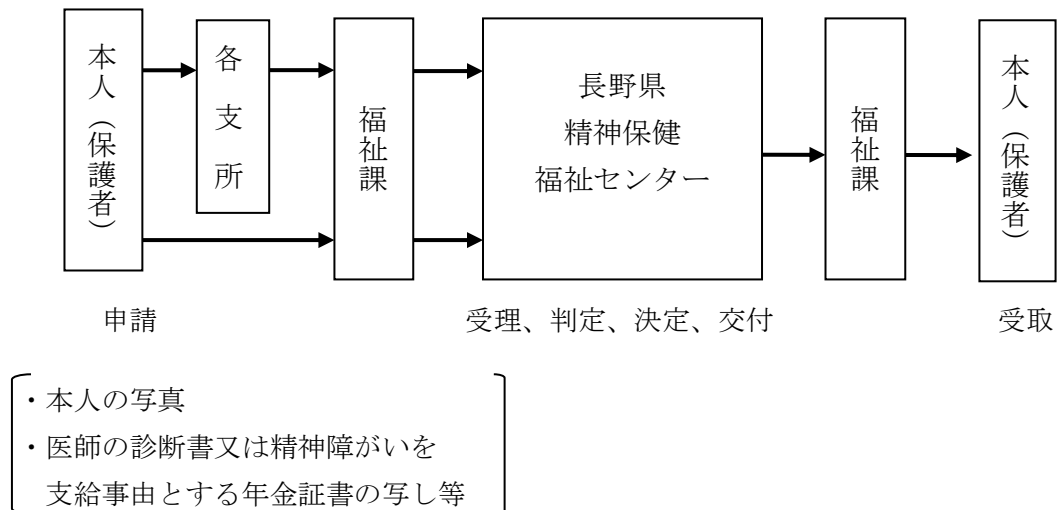


療育手帳の場合



※申請書提出後に児童相談所（更生相談所）にて心理判定を受ける必要有り。

精神障害者保健福祉手帳の場合



2 医療

障がい者（児）医療（福祉医療）

障がい者（児）の健康保持と福祉の増進を図るため、医療費の自己負担を助成します。

- 対象者 身体障害者手帳1級～3級
療育手帳A1、A2、B1、B2
精神障害者保健福祉手帳1～2級
のいずれかを交付されている人
又は、65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定（身体障害者手帳4級の一部等）を受けている人
- 要件 ・精神障害者保健福祉手帳で申請の人は通院のみの対象となります。
※再認定の時期、有効期限のある手帳をお持ちの人は手帳更新のお手続きが必要となります。
- 必要書類 障害者手帳、健康保険証、口座振込用預金通帳、所得証明書（申請の年の1月1日時点で当市に住所がなかった人）
- 窓口 長寿社会課福祉政策担当 TEL71-2253 各支所地域課地域担当
※福祉医療費の貸付制度があります。詳しくは、福祉政策担当へお問い合わせください。

自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）

身体上の障がい除去のためや、心身の障がいの程度を軽くするために必要な医療を給付します。

- 対象者【更生医療】身体障害者手帳を交付されている人
【育成医療】18歳以上は更生医療、18歳未満は育成医療となります。
【精神通院】精神障がい（てんかんを含む）を有し、通院による医療が必要な人
- 要件【更生医療】身体障害者更生相談所の判定が必要です。
更生医療等の指定医療機関で、指定された医療のみ給付となります。このとき自立支援医療（更生医療）用の医師の意見書が必要です。
【育成医療】育成医療等の指定医療機関で、指定された医療のみ給付となります。このとき自立支援医療（育成医療）用の医師の意見書が必要です。
【精神通院】自立支援医療（精神通院）用の医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳と同時申請の場合は同手帳用診断書でも可）が必要です。
有効期間が1年のため、毎年再認定の手続きが必要です。この場合、診断書は2年に1回の提出となります。
- 自己負担 世帯の市民税額（合算）及び本人の収入に応じて原則1割の自己負担があります。
※この場合の「世帯」とは「申請をされる人と同じ医療保険に加入している」人をさします。
- 窓口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当

国が指定する難病の医療費助成制度

「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、平成 27 年 1 月 1 日から新たな難病医療費助成制度が始まりました。また、令和元年 7 月からは 2 疾病が追加され、333 疾病が対象となります。

○対象疾患 「付録」(P42) を参照ください。

○窓口 松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 TEL40-1938 FAX47-9293

※「特定医療費受給者証」を交付されている人につきましては「特定疾患患者見舞金」が支給されます。(P13 参照)

長野県が指定する難病の医療費助成制度

国の難病医療費助成制度の改正に伴い、長野県が独自で指定する 2 疾病については、「長野県特定疾病医療費助成事業」として医療費の助成があります。

○対象疾患 溶血性貧血（「自己免疫性溶血性貧血」及び「発作性夜間ヘモグロビン尿症」の方は、国制度での申請となります）、汎発性血管内血液凝固（特発性血栓症のうち、汎発性血管内血液凝固のみが対象となります。）

○窓口 松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 TEL40-1938 FAX47-9293

※「長野県特定疾病医療費受給者証」を交付されている人につきましては「特定疾患患者見舞金」が支給されます。(P13 参照)

特定疾患医療費給付

長野県では、次の対象疾患をお持ちの人が治療に際し要する保険医療費の自己負担分（患者の生計を維持している者の所得に応じた患者一部負担額を除く。）を公費負担します。

○対象疾患 スモン、難治性肝炎のうち劇症肝炎（更新のみ）、重症急性膵炎（更新のみ）、プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）

○窓口 松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 TEL40-1938 FAX47-9293

※「特定疾患医療受給者証」を交付されている人につきましては「特定疾患患者見舞金」が支給されます。(P13 参照)

対象疾患一覧は付録にあります。

障がい児（者）歯科相談窓口

障がい児(者)の歯科に関する相談、情報提供、支援を行います。

必要な人には市の歯科衛生士が訪問し、歯科相談や口腔ケアを行います。

○窓口 健康推進課健康支援担当 TEL81-0726

在宅重度心身障がい児（者） 歯科健診等事業

安曇野市歯科医師会が可能な範囲で歯科診療に対応します。

- 窓 口 安曇野市歯科医師会 地域医療連携部 TEL71-6480（市歯科医師会事務所）
FAX72-4932

通常の歯科診療を受けるのが難しい重度心身障がい児（者）のために、中信地区では松本歯科大学病院に専門歯科診療体制を確保しています。

- 窓 口 松本歯科大学病院 TEL52-3100

小児慢性特定疾病医療費支給認定

18歳未満で指定された特定疾患のある児童が、指定医療機関に入院又は通院したとき、その医療費が助成されます。

- 対象疾患 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液・免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患で指定された小児慢性特定疾病

- 窓 口 松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 TEL40-1938 FAX47-9293

※「小児慢性特定医療費医療受給者証」を交付されている人につきましては「特定疾患患者見舞金」が支給されます。（P13 参照）

遷延性意識障がい者医療費給付

遷延性意識障がい者（遷延性植物状態者）の保険医療費の最終自己負担分を公費負担します。

- 対象者 引き続き3カ月以上の間意識障がい等のある人。

- 窓 口 松本保健福祉事務所 健康づくり支援課 TEL40-1938 FAX47-9293

特定疾病療養受療証（長期高額疾病）の交付

次の対象疾病の人は、各健康保険制度で所定の手続きをすると、長期高額疾病が適用され、自己負担限度額が設けられます。

- 対象疾病
- ・人工腎臓を実施している慢性腎不全（人工透析）
 - ・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（血友病）
 - ・抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群

- 窓 口 安曇野市国民健康保険加入者 及び 後期高齢者医療保険加入者

国保年金課 TEL71-2029 各支所地域課地域担当

全国健康保険協会（協会けんぽ）加入者

協会けんぽ長野支部 TEL026-238-1250

※健康保険組合・共済組合・国保組合等へ加入の人は、各加入組合へお問い合わせください。

3 補装具・日常生活用具

補装具の交付・修理・貸与

身体障害者手帳を交付されている人または特定の難病の人は、障がいの内容や程度により、補装具の交付や修理が受けられます。

また、一部補装具（義肢や装具の完成用部品のみ、歩行器等）で貸与の対象となるものもあります。18歳以上の方は次の区分により更生相談所（直接判定、書類判定）の判定を受ける必要があります。

（最初に申請書を市へ提出してください。市より判定の依頼をします。）

※購入前に必ずご相談ください。（申請書、意見書、指定業者の見積書等が必要です。）

※労災により補装具を必要とする人は労災制度優先となるため、まずは職場の労災ご担当者へご相談ください。

補装具名	県で判定	市で判定	耐用年数	備考
義肢	○		1～5	義手、義足
装具	○		1～3	下肢、上肢、体幹、靴型
座位保持装置	○		3	
重度障がい者用意思伝達装置	○		5	
車いす（オーダーメイド）	○		6	
車いす（既製品）※		○	6	
電動車いす※	○		6	簡易型も含む（電動・手動切替式）
歩行器※		○	5	
歩行補助つえ※		○	2～4	松葉づえ、クラッチつえ、多点つえ
視覚障害者安全つえ		○	2～5	普通用、携帯用
義眼		○	2	
遮光眼鏡		○	4	
弱視眼鏡		○	4	
矯正眼鏡		○	4	
コンタクトレンズ		○	4	
補聴器	○		5	ポケット型・耳かけ型・耳あな型・骨導型
人工内耳用音声信号処理装置			—	標準型・残存聴力活用型の修理のみ

※印のある補装具は、介護保険制度による福祉用具貸与が優先されます。

○費用負担 利用者および配偶者（18歳未満は同一世帯員）の市町村民税課税有無・本人収入額により原則、基準額の1割の自己負担があります。

ただし、見積額が基準額を上回る場合、見積額と基準額の差額分も自己負担となります。

○窓口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当

日常生活用具の給付

在宅の障がい者（児）・難病患者等に対して日常生活の便宜を図るための用具の購入等について助成します。下記は概略となりますので、詳細は担当までお問い合わせください。

- ・給付対象はそれぞれの用具ごとに障がい種別、手帳等級数、年齢等で決まっています。
- ・給付を受ける場合は事前の申請が必要となります。用具を購入した後での申請は出来ませんのでご注意ください。なお、申請には業者の見積書等が必要となります。

※介護保険に該当される人は「介護保険福祉用具貸与（購入）制度」「介護保険住宅改修費」を優先して利用していただく場合があります。

- 費用負担 利用者および配偶者（18歳未満は同一世帯員）の市町村民税課税有無・本人収入額により原則、見積額の1割の自己負担があります。ただし見積額が基準額を上回る場合、見積額と基準額の差額分も自己負担となります。
- 窓 口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当
- 対象者 身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等

種 目（用具ごとに基準額が定められています）	
介護・訓練支援用具	移動用リフト、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、特殊寝台（訓練用ベッド）、エアーマット、訓練いす
自立生活支援用具	T字状・棒状のつえ、頭部保護帽、電磁調理器、便器、特殊便器、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、火災警報器、自動消火器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置、特殊食器
在宅療養等支援用具	視覚障がい者用体温計、視覚障がい者用体重計、視覚障がい者用血圧計、酸素ボンベ運搬用具、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器（ネブライザー兼用器も含む）
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭、埋込型人工鼻、人工内耳体外外部装置、携帯用会話補助装置、点字器、点字タイプライター、点字ディスプレイ、情報・通信支援用具、点字図書、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用腕時計、視覚障がい者用置時計 視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書機、視覚障がい者用音声読書器、拡大鏡（ルーペ）、音声ICタグレコーダー、地デジ対応ラジオ
排泄管理支援用具	収尿器、紙おむつ等、ストマ用装具（消化器系）、ストマ用装具（尿路系）
住宅改修費	<p>居宅生活動作補助用具</p> <p>○対象工事は下記のとおりで、給付限度額は200,000円です。（自己負担もあります）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 手すりの取り付け (2) 床段差の解消 (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更 (4) 引き戸等への扉の取替え (5) 洋式便器等への便器の取替え (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる改修 <p>(注) 事前にご相談のうえ、工事図面、見積書、工事前写真をご用意ください。なお給付は、原則1住宅当たり1回限りとなります。</p>

小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付

慢性疾患を抱え、その治療が長期間にわたる児童等やその家族への支援として、日常生活の便宜を図るための用具の購入等について助成します。

給付を受ける場合は、事前の申請が必要となります。用具を購入した後での申請はできませんのでご注意ください。なお、申請には業者の見積書が必要になります。

○用具の種目

- ・ 便器・特殊マット・特殊便器・特殊寝台・歩行支援用具・入浴補助用具・特殊尿器・体位変換器
- ・ 車いす（電動以外）・頭部保護帽・電気式たん吸引器・クールベスト・紫外線カットクリーム
- ・ ネブライザー・パルスオキシメーター・ストーマ装具（消化器系）・ストーマ装具（尿路系）
- ・ 人工鼻

○費用負担 対象者の扶養義務者の区分に応じた徴収基準額と用具の価格が基準額を超えるときは当該超過額の合計額。

○対象者 市内に住所を有する小児慢性特定疾病医療費支給認定に係る児童等
※ただし、小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による施策の対象となっている場合は障害者等日常生活用具給付事業が優先となります。

○窓口 福祉課障がい福祉担当

軽度・中等度難聴児補聴器購入等補助金（18歳未満対象）

補聴器が必要と診断された軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入等の補助金が交付されます。

※交付を受ける場合は事前の申請が必要となります。補聴器を購入した後での申請は出来ませんのでご注意ください。

※購入には業者の見積書、日本耳鼻咽喉科学会が認定した信州大学医学部附属病院の耳鼻咽喉科医師による意見書が必要となります。

○交付額 基準額に対し2/3未満の額が補助されます。

○対象者 医師により補聴器が必要と診断を受け、身体障害者手帳交付対象とならない軽度・中等度難聴である18歳未満の児童

○窓口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当

4 年金・手当

障害基礎年金

次の要件をすべて満たす人に障害基礎年金が支給されます。

- 要件 ①初診日が20歳前であるか、初診日において国民年金に加入中の人、もしくは国民年金に加入したことがある60歳以上65歳未満で日本国内に住所がある人。
- ②初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間等を合算した期間が2/3以上あること。ただし、令和8年3月末日までの初診日の傷病については直近の1年間に保険料納付済期間または免除期間であればよいことになっています。(初診日において65歳以上は除く。)
- ③障害認定日(原則として初診日から起算して1年6カ月を経過した日)に一定以上の障がい(国民年金法の1・2級)の状態にあること。ただし、20歳前の初診日にかかる障がいについては、20歳以降に一定以上の障がいの状態にあれば支給されます。

○年金額 (令和2年4月分から)

年額	1級 977,125円	2級 781,700円
加算額	2人目の子まで	1人につき 各 224,900円
(子供の人数により加)	3人目以降の子	1人につき 各 75,000円

○支給制限 20歳前の傷病による年金受給者は、所得状況や他の公的年金受給により支給制限があります。

○窓口 日本年金機構松本年金事務所 TEL31-5150 松本市鎌田 2-8-37
国保年金課国保年金担当 TEL71-2473 各支所地域課地域担当

障害厚生年金及び障害手当金

次の要件をすべて満たす人に障害者厚生年金が支給されます。

- 要件 ①厚生年金加入中に初診日があること。
- ②初診日の前に、初診日の属する月の前々月までに厚生年金、国民年金又は共済年金の被保険者期間があり、当該被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間を合算した期間が2/3以上あること。ただし、初診日が令和8年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に滞納がないこと。(初診日において65歳以上の者は除く)
- ③障害認定日(原則として初診日から起算して1年6カ月を経過した日)に一定程度の障がいの状態であること。

○年金額 (平成30年4月分から)

1級	報酬比例の年金額×1.25 + 配偶者加給年金額 224,900円
2級	報酬比例の年金額×1.0 + 配偶者加給年金額 224,900円
3級	報酬比例の年金額×1.0 注：3級障がいは、障害基礎年金が支給されないため586,300円が最低保障される。

○障害手当金 報酬比例の年金額×2.0 (最低保障があります)

○窓口 勤務先を管轄する日本年金機構各年金事務所
日本年金機構松本年金事務所 TEL31-5150 松本市鎌田 2-8-37

特別児童扶養手当

身体障がい又は知的障がい、精神障がいがある 20 歳未満の在宅の児童を監護している父若しくは母又は養育者に支給されます。

- 内 容 1 級 障がい児 1 人につき 月額 52,500 円
2 級 障がい児 1 人につき 月額 34,970 円
(令和 3 年 4 月分から)
- 障がい程度 1 級 身体障害者手帳 1、2 級程度、療育手帳 A1、A2 程度、または同程度以上と認められる精神障がい
2 級 身体障害者手帳 3 級程度 (一部 4 級も)、または同程度以上と認められる知的・精神障がい
・認定になる障がい程度は個々の状態により異なるので、あくまで目安となります。
- 支給制限
・所得が一定額を超える場合、支給されません。(付録 P51、52 参照)
・児童福祉施設等に入所している場合は受けられません。
・障がいを理由とする年金等を受給している場合、支給されません。
- 窓 口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している父・母又は養育者 (ひとり親家庭等の人) に支給されます。ひとり親家庭の人以外にも、18 歳未満の児童を養育する、重度の障がい (障害基礎年金 1 級程度) の状態にある父・母又は養育者にも支給されます。

- 障がい程度 国民年金の障害等級 1 級程度、身体障害者手帳 1、2 級程度、または同程度以上と認められる精神障がい

- 内 容 (令和 3 年 4 月分から)

区分	月 額	児童加算額第 2 子	児童加算額第 3 子以降 1 人につき
全部支給	43,160 円	10,190 円	6,110 円
一部支給	所得額に応じ 43,150 円～10,180 円	10,180～5,100 円	6,100 円～3,060 円

※手当の支給は、児童が 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までです。

※児童が身体障害者手帳 1～3 級もしくは療育手帳 A の交付を受けているか、又は特別児童扶養手当の支給対象となっている場合は、20 歳到達時まで手当の支給が延長されます。

- 支給制限
・所得額 (年収から給与所得控除等を行い、養育費の 8 割相当額を加算した額) により、支給区分及び支給額が決定されます。
・所得が一定額を超える場合は、一部又は全部が支給されません。
・児童が児童福祉施設等に入所しているとき、又は里親に委託されているときは支給されません。
・手当の請求者又は児童が公的年金等を受給できるとき及び、児童が父又は母に支給される公的年金等の加算の対象となっているときは、支給されない場合があります。
- 窓 口 子ども支援課児童担当 TEL71-2255 各支所地域課地域担当

障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい児（20歳未満）に支給されます。

- 内 容 月額 14,880 円（令和 3 年 4 月分から）
- 障がい程度 身体障害者手帳 1、2 級程度
療育手帳 A1 程度
精神障害者保健福祉手帳 1 級程度
（認定となる障がい程度は個々の状態により異なるので、あくまで目安となります。）
- 支給制限 ・所得が一定額を超える場合は、支給されません。（付録 P51、52 参照）
・児童福祉施設等に入所している場合は受けられません。
・障がいを理由とする年金等を受給している場合、支給されません。
- 窓 口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当

特別障害者手当

日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅重度障がい者であり、障がいを重複して有する人等に支給されます。

- 内 容 月額 27,350 円（令和 3 年 4 月分から）
- 障がい程度 身体障害者手帳 1、2 級程度
療育手帳 A1 程度
精神障害者保健福祉手帳 1 級程度
（認定となる障がい程度は個々の状態により異なるので、あくまで目安となります。）
- 支給制限 ・所得が一定額を超える場合は支給されません。（付録 P51、52 参照）
・施設入所者や病院等へ 3 カ月を超えて入院している場合は支給されません。
- 窓 口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当

重度心身障害者(児)福祉金

安曇野市内に住所を有する重度心身障がい者（児）を対象に給付されます。

- 内 容 月額 2,000 円とし、半期ごとにまとめて支給されます。
- 障がい程度 ①20 歳未満の下記のいずれかに該当する障がい者（児）
身体障害者手帳 1～3 級を交付されている人
療育手帳を交付されている人
特別児童扶養手当の支給対象児童
②20 歳以上の精神障害者保健福祉手帳 1、2 級を交付されている人
- 支給制限 施設入所者や病院等へ 3 カ月を超えて入院している場合は支給されません。
- 窓 口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当

重度心身障害者(児)介護慰労金

申請年度の9月1日を基準日とし、3歳以上の重度心身障がい者(児)を基準日前の1年間のうち、180日以上自宅で介護している人に支給されます。

- 内 容 年額 50,000 円
- 要 件 基準日前の1年間継続して特別障害者手当または障害児福祉手当(うち療育手帳A1を交付されている人に限る)を受給している人を介護している人
※65歳以上で要介護3以上の人は、長寿社会課から支給されます。
- 窓 口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当

心身障害者扶養共済

心身障がい者を扶養している人が、毎月一定の掛金を払い込み、扶養している人が死亡したり、著しい障がいをもつ状態となったとき、その方が扶養していた心身障がい者に年金を支給するものです。一人の心身障がい者につき2口まで加入できます。

- 内 容 ・加入者が死亡し、又は著しい障がいをもつ状態になったとき
月額1口あたり20,000円を支給
・1年以上加入し、障がい者が加入者より先に死亡したとき
一時金1口あたり50,000円～250,000円を支給
・5年以上加入し制度を脱退したとき
脱退一時金1口あたり75,000円～250,000円を支給
- 加入要件 身体障害者手帳1～3級の人、知的障がい者、または精神障がい者を扶養している保護者(父母、配偶者等)で、県内に居住し、65歳未満で特別な疾病又は障がいのない健康状態であること。
- 掛 金 加入時の年齢により、1口月額9,300円～23,300円
※掛金が減額や免除になる場合があります。
- 窓 口 福祉課障がい福祉担当

交通・災害遺児見舞金

県内に住所を有し、満18歳に達した日以降の最初の3月31日までに、交通事故又は災害事故により、父又は母が死亡または重度(国民年金法による障がい程度1級に相当)の障がい者となった児童に支給されます。

- 内 容 1人あたり 150,000 円
- 窓 口 安曇野市社会福祉協議会 TEL72-1871 FAX72-9130

特定疾患患者見舞金

長野県が発行する下記要件の各受給者証を交付されている人に、経済的負担の軽減と福祉の増進を図るため支給されます。

○内 容 12,000 円

○要 件 申請年度の 11 月 1 日（基準日）現在において、安曇野市に引き続き 6 カ月以上住所を有する人で以下のいずれかの受給者証（基準日が有効期間に含まれるもの）の交付を長野県より受けている人

- ・ 特定疾患医療受給者証
- ・ ウイルス肝炎医療費受給者証
- ・ 小児慢性特定医療費医療受給者証
- ・ 特定医療費受給者証
- ・ 長野県特定疾病医療費受給者証

○窓 口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当

5 税金

所得税・市県民税に関する所得控除

税額計算の基礎となる所得から次の額が控除されます。

○内 容

控除名	内容	所得税	市県民税
障害者控除	身体障害者手帳 3～6 級 療育手帳 B1、B2 精神障害者保健福祉手帳 2、3 級程度	27 万円	26 万円
特別障害者控除	身体障害者手帳 1、2 級 療育手帳 A1、A2 精神障害者保健福祉手帳 1 級程度	40 万円	30 万円
同居特別障害者控除	特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、本人や配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている人	75 万円	53 万円

○窓 口 【所得税】 松本税務署 TEL32-2790（自動音声案内）
（給与所得者は勤務先の給与担当）

【市県民税】 税務課市民税担当 TEL71-2485
（給与所得者は勤務先の給与担当）

利子等の非課税（障がい者マル優）

一定の手続きにより、障がい者が預け入れた少額預貯金等及び購入した少額公債等について、元本の合計額が 350 万円を限度として利子等が非課税になります。

○対 象 者 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人
・障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の受給者
・障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当の受給者

○窓 口 郵便局、銀行、証券会社等

相続税に関する障害者控除

相続人が障がい者（85 歳未満）である場合、相続税額から一定額が控除されます。

○内 容

障がい 程 度	税 額 控 除 額
身体障がい 1、2 級／知的障がい A1、A2／精神障がい 1 級程度	20 万円 ×（85 歳に達するまでの年数）
身体障がい 3～6 級／知的障がい B1、B2／精神障がい 2、3 級程度	10 万円 ×（85 歳に達するまでの年数）

○窓 口 松本税務署 TEL32-2790（自動音声案内）

贈与税の非課税

特別障がい者を受益者として、信託会社等と「特別障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価額のうち、6,000万円までは、贈与税の課税価格に算入されません。

- 障がい程度 身体障害者手帳 1、2級
療育手帳 A1、A2
精神障害者保健福祉手帳 1級程度
- 窓 口 信託銀行等

事業税の非課税

両眼の視力を喪失した人及び万国式視力表により測定した両眼の視力が 0.06 以下の重度視覚障がい者が行う、あんま、指圧、針、灸、マッサージ、その他の医業に類する事業の事業税が非課税となります。

- 窓 口 中信県税事務所 TEL47-7800

自動車税・軽自動車税の減免

身体障害者手帳等を交付されている人で、一定の要件を満たす場合は、軽自動車税・自動車税（種別割・環境性能割）が減免となります。

※軽自動車税（環境性能割）は市税ですが、減免申請の受理及び審査は県（県税事務所・自動車税分室）で行っています。

※下記は制度の概略です。詳しくは担当窓口で必ずご確認ください。

1 減免の要件

次の（1）から（3）までの要件をすべて満たす場合に減免が受けられます。

（1）障がい要件

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳を交付されている人で、下表の等級に該当する人

障がい区分		障害の等級	
		身体障害者本人が所有し 運転をする場合	身体障害者と生計を一にする 人が運転をする場合※
身体 障害 者 手 帳	視覚障害	1、2、3、4級	左欄と同じ
	聴覚障害	2、3級	左欄と同じ
	平衡機能障害	3級	左欄と同じ
	音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	—
	上肢不自由	1、2級	左欄と同じ
	下肢不自由	1、2、3、4、5、6級	1、2、3級
	体幹不自由	1、2、3、5級	1、2、3級

	乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害	上肢 機能	1、2級	左欄と同じ
		移動 機能	1、2、3、4、5、6級	1、2、3級
	心臓機能障害		1、3級	左欄と同じ
	腎臓機能障害		1、3級	左欄と同じ
	呼吸器機能障害		1、3級	左欄と同じ
	膀胱又は直腸の機能障害		1、3級	左欄と同じ
	小腸の機能障害		1、3級	左欄と同じ
	ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害		1、2、3級	左欄と同じ
肝臓機能障害		1、2、3級	左欄と同じ	
療育手帳		総合判定A	左欄と同じ	
精神障害者保健福祉手帳		1級	左欄と同じ	
戦傷病者手帳		手帳交付者		

(2) 使用要件

次のいずれかで使用すること。

ア 障がいのある人ご本人が運転すること

イ 障がいのある人の通院・通学・通勤その他日常生活の必要のために、障がいのある人と生計を一にする人が運転すること

ウ 障がいのある人のみで構成される世帯の場合で、障がいのある人の通院・通学・通勤その他日常生活の必要のために、障がいのある人を日常的に介護する人が運転すること

(3) 所有要件

次のいずれかの人が所有する自動車（軽自動車を含む。）であること（障がいのある人1人につき、自家用の自動車1台に限ります。）

ア 障がいのある人

イ 障がいのある人と生計を一にする人（次のいずれかに該当する場合に限る。）

- ・身体に障害がある人が18歳未満で上記（2）使用要件のイに該当する場合
- ・知的又は精神の障がいである人が上記（2）ア、イに該当する場合に限ります。

2 減免額

(1) 環境性能割（車の購入時）

250万円×税率（税率3%の場合は、75,000円、2%の場合は50,000円、1%の場合は25,000円）を上限に減免されます。取得価格が250万円以下の自動車の場合は全額免除されます。

(2) 軽自動車税・自動車税（種別割）

ア 軽自動車税

その年度分全額が減免されます。

イ 自動車税

45,000円まで減免されます。これを超える場合は差額分を納付していただきます。排気量2.5リットル以下の自家用自動車は、自動車税（種別割）額が45,000円以下ですので、全額減免されます。

3 窓口等

(1) 軽自動車税（種別割）

- 窓口 税務課諸税係 TEL71-2484（直通）
- 申請期限 軽自動車税（種別割）の納期限（5月末）まで

(2) 自動車税（種別割）

- 窓口 中信県税事務所 TEL40-1905（直通）自動車税松本分室 TEL58-2980
- 申請期限

ア 種別割 自動車税（種別割）の納期限（5月末）まで

※年度の途中で要件に該当することになった人

要件を満たした日（障害者手帳の交付、自動車の取得、等級変更、病院からの退院など）から30日以内に申請してください。

期日を過ぎて申請があった場合は、申請日の属する月の翌月から月割りで減免になります。

(3) 軽自動車税・自動車税（環境性能割）

- 窓口 自動車税松本分室 TEL58-2980
- 申請期限 自動車の登録日から30日以内

※30日を超えて申請があった場合は、減免になりません。

(4) 同一生計証明書、日常的介護者の証明書

減免の対象となる車等を、減免の対象となる障がい者が減免を受ける際、障がい者と生計を一にする者、又は障がい者を常時介護する者による運転である時は、当該事実を証明する書類として福祉事務所長が発行する証明書

- 窓口 福祉課障がい福祉担当 TEL71-2251（直通）

6 貸付制度

生活福祉資金の貸付

※下記は制度の概略です。詳しくは下記窓口にお問い合わせ下さい。

次のような各種資金の貸付制度があります。

(身体障がい者世帯・知的障がい者世帯・精神障がい者世帯)

資金の種類	目的	特定要件	貸付限度額	必要書類
技能習得費	就職するために必要な知識・技能を習得するのに必要な経費及び技能習得期間中の生計を維持するために必要な経費	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた人の属する世帯 ・自立更生の意欲、見込みのある人	技能習得期間 6カ月程度 1,300,000円 1年程度 2,200,000円 2年程度 4,000,000円 3年程度 5,800,000円	・在学証明、入学許可書(写) ・教習所入学許可書 ・学費等経費内訳確認書類、料金表等
技能習得支度費	就職、技能習得等の支度に必要な経費		500,000円	・雇用、入学を証明する内定書、決定書 ・見積書
住宅改修等費	住宅増改築等、公営住宅譲り受け経費		2,500,000円	・見積書 ・見取図 ・現場写真 ・工事計画書 ・地主の承諾書(借家の場合)等
住居転宅費	住居の移転等、給排水設備等の経費		500,000円	・賃貸借契約書(写) ・見積書等 ・物件の間取り図
福祉用具購入費	福祉用具等の購入に必要な経費		1,700,000円	・機能回復訓練器具・用具等の見積書等
自動車購入費	障がい者用自動車の購入に必要な経費		2,500,000円	・運転免許証(写) ・見積書 ・カタログ ・車検証等
療養費	負傷、疾病の療養費(移送経費等付随経費含む)及び期間中の生計費		療養期間 1年未満 1,700,000円 1年～1年6カ月未満 2,300,000円	・診断並びに所要経費見込書 ・治療計画書等
福祉サービス費	介護・障がい者サービス等の経費(介護保険料を含む)及び期間中の生計費		福祉サービス期間 1年未満 1,700,000円 1年～1年6カ月未満 2,300,000円	・介護サービスの利用者負担額にかかるもの ・償還払いとなる介護サービス費の立替にかかるもの
冠婚葬祭費	冠婚葬祭に必要な経費		500,000円	・婚姻の証明(挙式会場の予約票)、出産証明(母子手帳(写))、死亡診断書等、見積書等
緊急小口資金	理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用		100,000円	※上記資金の例示関係書類及び申込み内容によっては、上記以外の必要書類

※支払済の経費及び契約、着工済の経費に対しては、対象外のため貸付は出来ません。

○窓 口 安曇野市社会福祉協議会 TEL72-1871 FAX72-9130

7 移動支援

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者を対象に、ヘルパーによる外出のための支援を行います。ただし公共交通機関による移動を原則とし、ヘルパーが運転する車へ同乗することはできません。

○内 容 社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動支等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

【社会生活上必要不可欠な外出とは】

(例) 官公庁や金融機関への外出、公的行事への参加、生活必需品の買い物、冠婚葬祭等で、原則として1日の範囲内で用務を終えるもの。

【余暇活動等社会参加のための外出とは】

(例) レジャー、レクリエーション、映画、音楽鑑賞、外食等で、原則として1日の範囲内で用務の終えるもの。

○対 象 者 安曇野市に住所を有する、以下のいずれかに該当する人。

①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人

②「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に掲げる特殊の疾病である人

③自立支援医療（精神通院）や特別児童扶養手当、精神障害による障害年金を受給している人

④医師による診断書又は意見書により利用が必要と認められた人

ただし、対象者が以下に該当する場合は利用できません。

・障害者総合支援法による行動援護や同行援護、介護保険法による同等のサービス等が受けられるとき。

・小学生以下の児童。または中学生以上であっても、保護者の同行が適当であるとき。

・医院機関への入院または施設に入所しているとき。（ただし帰省中は除く。）

○利用施設 別冊の「障がい者福祉サービス等事業所一覧」を参照してください。

○費用負担 費用負担はありませんが、交通費等の実費は利用者の負担となります。

※支給提供時間は、原則月20時間が上限となります。

※複数の障がい者に対する同時支援を行うグループ支援もあります。

(利用者2～5：ヘルパー1)

※通院・通年かつ長期にわたる外出（通学・通園・通所等）・通勤・営業活動等の経済活動に係わる外出・社会通念上適当でない外出は対象外です。

○窓 口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当

バス運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人は次のとおり割引されます。

○割引内容

種 類	適 用 範 囲	割引率
普通乗車券	単独又は介護者とともに乗車する場合	5割
定期乗車券	単独又は介護者とともに乗車する場合	各バス会社にお問い合わせ 合わせください

※介護者の必要性の認定は各会社（又は運転手）の判断による

○利用方法 障害者手帳を乗車券販売窓口に掲示し購入するか、乗降車時に運転手に障害者手帳を提示し割引料金を支払ってください。

○高速バス 高速バスについても割引がありますが、詳しくはバス会社へお問い合わせください。

タクシー運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（一部事業者）を交付されている人は、タクシー料金の割引があります。ただし、迎車回送料金、高速料金、駐車料金は除きます。（相乗りする場合も、障がい者が乗車する区間については、割引対象となります。）

○割引率 1割引

○利用方法 乗車時必ず最初に提示してください。運転者に障害者手帳を提示します。

○適用範囲 長野県内（県外については、タクシー会社へお問い合わせください。）

JR 運賃の割引

身体障害者手帳又は療育手帳を交付されている人は次のとおり割引されます。

○割引内容

種 類	適 用 範 囲	割引率
普通乗車券	◎第1種身体障がい者、第1種知的障がい者が介護者とともに乗車する場合 ◎第1種・第2種身体障がい者、第1種・第2種知的障がい者が片道100kmを超える区間を単独で乗車する場合	5割
定期乗車券	◎第1種身体障がい者、第1種知的障がい者が介護者とともに乗車する場合 ◎12歳未満の第2種身体障がい者、第2種知的障がい者が介護者とともに乗車する場合 (12歳未満の障がい児の場合は、介護者のみが割引対象)	
回数乗車券 普通急行券	◎第1種身体障がい者、第1種知的障がい者が介護者とともに乗車する場合	

○利用方法 障害者手帳を提示して駅の窓口で乗車券を購入してください。

大人料金の第1種障がい者と介護者が100km以内の乗車券を購入する場合は、自動販売機の小児用乗車券で代用できます。（改札で障害者手帳を提示してください。）

- 障がい区分 第1種、第2種の区分は手帳に記載されていますが、身体障がい者については、第1種がおおむね重度の人、第2種が中・軽度の人で、知的障がいは第1種がA1、A2、第2種はB1、B2の人となります。
- 私鉄等 JRに準じた割引があります。しなの鉄道と上田電鉄別所線については、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人にも割引があります。詳しい内容は各鉄道会社にお問い合わせください。

航空旅客運賃の割引

次の要件に該当する人は、一部の航空会社の国内航空運賃が割引になります。

- 要件 満12歳以上で、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き）を交付されている人と介護者1名
 - 割引率 航空会社が国内路線ごとに設定
 - 利用方法 障害者手帳を航空会社の窓口で提示して航空券を購入してください。
- ※平成30年10月より、一部の航空会社において割引要件が拡大されました。
詳しい内容は各航空会社にお問い合わせください。

有料道路通行料金の割引

道路公団、道路公社、自治体が管理する高速道路及び一般有料道路の通行料金の割引があります。介護者が運転する場合でも割引の対象になることがあります。割引を受けるには、事前にお車の登録が必要となります。車・ETCカードの所有者や、車種等についての詳しい条件については、申請前に下記窓口へお問い合わせください。

- 要件
 - ・本人運転の場合
身体障害者手帳を交付されている人
 - ・本人以外（介護者）の運転の場合
身体障害者手帳を交付されている人で、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄が第1種の人、または療育手帳A1、A2を交付されている人の介護者
- 割引率 5割
- 申請方法 以下のものをご用意のうえ、下記窓口へ申請をしてください。
 - ・障がい者ご本人の障害者手帳と運転免許証
 - ・登録する自動車の車検証
 - ・障がい者ご本人名義のETCカード（ETCをご利用の場合）
（本人が未成年の人で介護者運転の場合は、名義人が親権者又は後見人のカードも対象となります。）
 - ・ETC車載器管理番号がわかるもの（ETCをご利用の場合）
- 窓口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当

障害者外出支援利用券（タクシー券）の交付

次の要件に該当する人に、外出支援利用券（タクシー券）を交付します。

- 要件 市内に住所を有する在宅の人で、以下のいずれかの障害者手帳を交付されており、自動車税・軽自動車税の減免を受けていない人
 - ・身体障害者手帳 1、2 級
 - ・療育手帳 A1、A2
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1、2 級
- 交付内容 500 円の利用券を年間最大 30 枚交付します。ただし、当該年度の途中で利用申請をされた場合は、申請をされた月から年度末（3 月）までの月割りになります。認定された人には後日、利用券をお送りします。
- 使用範囲 市内又は隣接市町村内に事業所を有するタクシー会社で市の登録をうけたもの。
- 窓口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当

腎臓透析利用者通院支援事業利用券（タクシー券）の交付

次の要件に該当する人に、腎臓透析利用者通院支援事業利用券（タクシー券）を交付します。この利用券は、透析のための通院時にのみ使用できます。

- 要件 市内に住所を有し、在宅で腎臓機能障害による身体障害者手帳の交付を受けており、タクシーによる通院を必要とする人。
- 交付内容 500 円の利用券を月あたり 10 枚交付します。（年間最大 120 枚）
認定をされた人には後日、利用券をお送りします。
- 使用範囲 市内又は隣接市町村内に事業所を有するタクシー会社で市の登録をうけたもの。
- 窓口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当

腎臓透析治療通院時の交通費の助成

次の要件に該当する人に、腎臓透析治療のために通院する際の交通費（燃料代）を助成します。

- 要件 市内に住所を有し、在宅で腎臓機能障害による身体障害者手帳を受けており、住民税（市県民税）所得割が非課税の人。
- 助成内容 県燃料単価 × 通院距離 × 10 分の 1 × 通院回数 の 2 分の 1。
ただし、1 カ月あたり 5,000 円を限度とします。
年度末に提出いただく実績報告書に基づき助成金をお支払いします。
- 窓口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当

※ 上記、各利用券の交付、通院時交通費の助成につきましては、**いずれか 1 つ**の制度がご利用いただけます。申請いただく対象者の人の障がいの状況、諸条件により利用いただけるものが異なりますので詳しくは各窓口へお問い合わせください。

デマンド交通「あづみん」及び定時定路線運賃減免

デマンド交通「あづみん」（予約制の乗り合いタクシー）及び定時定路線の運賃が減免になります。

- 要件 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付されている中学生以上の人で、一人で乗り降りができるか、介護の人が同乗して利用する場合。（車イスでの利用はできません）
- 減免内容 1回の運賃 大人（中学生以上） あづみん 300 円、定時定路線 200 円のところ、それぞれ 100 円になります。
- 窓口 受付センター TEL71-1233 FAX73-1114（利用登録用）

※運行日や運行時間にご注意ください。

※デマンド交通「あづみん」の利用開始にあたっては原則、**事前に利用登録が必要**となります。

また、**減免を受けるにあたっては、事前登録が必要**となります。

※問い合わせ等につきましては

安曇野市社会福祉協議会 TEL72-1871 又は 安曇野市政策経営課 TEL71-2401 まで

信州パーキング・パーミット制度

公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用いただくため、県内共通の「利用証」を県が交付します。県の代行として福祉課障がい福祉担当窓口でも交付が受けられます。

- 要件 障がいのある人、高齢の人、妊産婦の人など歩行が困難な人
- 窓口 長野県健康福祉部地域福祉課地域支援係 TEL026-232-0053
(交付申請書は、福祉課障がい福祉担当・各支所地域課地域担当窓口にもあります。)

駐車禁止規制の適用除外

各種手帳を交付されている人で、一定の要件を満たす場合は、駐車禁止場所または時間制限駐車区間の駐車禁止規制の対象から除外されます。

- 要件 身体障害者、知的障害者、精神障害者、小児慢性特定疾患児、戦傷病者のうち一定の要件（手帳に記載された障害の区分と等級など）に該当する人や、身体障害などが理由で歩行が困難なことにより社会生活が制限されると認められる人

※詳しくは警察署へご相談ください。

- 窓口 安曇野警察署 TEL72-0110
(手帳、印鑑、車検証、免許証をお持ちください。)

自動車改造費の助成

重度の肢体不自由者が自ら運転する自動車を改造する場合に助成します。

※改造する前に申請が必要です。

- 要件
 - ・身体障害者手帳の交付を受けており、在宅で、自ら所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより、社会参加が見込まれる人
 - ・前年の所得税課税所得金額が、当該年の特別障害者手当の所得制限限度額（P52）を超えない人
- 助成額 改造にかかった費用（上限、10万円）
- 持ち物 手帳、印鑑、運転免許証、改造前の写真、見積書、車検証（使用者欄が手帳所有者であること）、改造部分のわかるカタログ等
- 窓口 福祉課障がい福祉担当

自動車運転免許取得の助成

身体障害者で自動車の運転免許を取得しようとする人に取得費の一部を助成します。※障がいによる再認定は助成の対象になりません。

※教習所申込前に必ずご相談ください。

- 要件 次の要件をすべて満たす人
 - ①安曇野市に6カ月以上居住する人
 - ②自動車運転免許を取得することにより、社会参加が見込まれる人
 - ③次のいずれかに該当する身体障害者手帳の交付を受けている人
 - ・聴覚又は平衡機能機能障害（4級以上）
 - ・音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害
 - ・肢体不自由
 - ④前年の所得税額が8万円以下の世帯に属する人
- 助成額 取得費の2/3以内（上限、10万円）
- 持ち物 手帳、印鑑、予備適性検査結果通知書
- 窓口 福祉課障がい福祉担当
- その他 予備適性検査については、長野県警察本部中南信運転免許センター（塩尻市宗賀）TEL53-6611へお問い合わせください。

通所・通園等推進事業

心身障がい児（者）施設に入所・通所している障がい児（者）の介護者を対象とした自動車利用に対する交通費の助成を行います。

○助成内容

（県補助事業分） （※県燃料単価×往復距離×10分の1）

対象者	対象経費	助成内容
県内の心身障がい者施設に入所している者の介護者	帰省時に利用する有料道路の通行料	2分の1

（市事業分）

対象者	対象経費	助成内容
市内の居住地から自家用車で児童発達支援又は放課後等デイサービスを実施している施設に通所・通園している児童及び当該者と生計を一にする人	通園及び通所等で利用した自家用車の燃料代	補助基準額（※）×通園日数×2分の1

- 利用方法 ・施設の証明書が必要になります。
 ・有料道路代の助成の場合は、有料道路利用時の領収書が必要となります。
- 窓 □ 福祉課障がい福祉担当

身体障害者補助犬の給付

身体障害者に、身体障害者補助犬が給付されます。

種 類	盲導犬	介助犬	聴導犬
対象者	視覚障がい1級	肢体不自由2級以上	聴覚障がい3級以上
訓 練	1カ月程度の入所訓練	2～3カ月程度の訓練	2～3カ月程度の訓練
要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上で、県内に1年以上居住している人。 ・身体障害者補助犬を適切に飼育し、利用できる人。 詳細はお問い合わせください。		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練の間の経費(交通費・食事代等)や補助犬の飼育にかかる経費は、障がい者負担となります。 (下記助成制度「身体障害者補助犬飼育費助成事業」が利用できます。)		

- 窓 □ 福祉課障がい福祉担当
 松本保健福祉事務所 福祉課 TEL40-1914 FAX40-1803

身体障害者補助犬飼育費助成事業

身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)の給付を受けている人に飼育費を助成します。

- 対 象 者 安曇野市に住所を有し居住している身体障害者補助犬の給付を受けている人。
- 補助内容 月額3,000円を助成。
- 窓 □ 福祉課障がい福祉担当

8 障害者自立支援給付

障害者自立支援給付には、在宅で訪問を受けたり、事業所へ通所して利用するサービスや、施設に入所して利用するサービスがあります。これらのサービスは、次の二つに分けられます。

① 介護給付サービス

障害支援区分が一定以上の人に、生活上または療養上の必要な介護を行います。

② 訓練等給付サービス

身体的または社会的なリハビリテーションや、就労につながる支援を行います。

ただし、介護保険の対象となる人は、原則として介護保険の各種事業を利用していただくことになります。

介護給付サービス

介護給付サービスの種類と、おもな内容は以下のとおりです。

サービスの名称		内 容
訪問系サービス	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な人に、行動する時必要な介助や外出時の移動支援などをします。
	同行援護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	重度障がい者等 包括支援	介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。
日中活動系サービス	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護 (デイサービス)	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
居住系サービス	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

訓練等給付サービス

訓練等給付サービスの種類と内容は以下のとおりです。

サービスの名称		内 容
訪問系サービス	就労定着支援	就労移行支援、就労継続支援等を利用した後、企業へ就職した人を対象に、就職後の生活上の課題に対して支援を行います。
	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用して障がい者で一人暮らしを希望する人に必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。
日中活動系サービス	自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)	自立した日常生活や社会活動ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
居住系サービス	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、居住における相談や日常生活上の援助をします。

■ サービス利用までの流れ

- ①相談・申請
- ②心身の状況に関する 80 項目の調査【認定調査】
- ③ 障害支援区分(※)のコンピュータ判定【一次判定】
- ④ 障害支援区分の審査会判定【二次判定】(介護給付利用の場合のみ)
- ⑤サービス等利用計画(案)の作成
- ⑥サービス等担当者会議
- ⑦支給決定・受給者証の交付
- ⑧サービス提供事業者との契約
- ⑨サービス利用開始

※ 障害支援区分とは…

障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示した6段階の区分(区分1～6:区分6の人が支援の度合が高い)

○費用負担

利用者及び配偶者(児童の場合は同一世帯員)の市民税の課税の有無、本人収入額により自己負担額が決定されます。

○窓口 福祉課障がい福祉担当

※各サービスを行っている事業所、施設につきましては、別冊の「障がい者福祉サービス等事業所一覧」を参照してください。

9 障害児通所支援

児童福祉法に基づき、18歳未満の障がい児に対して生活能力の向上や、集団生活への適応、社会との交流促進等の療育訓練を行う支援です。

サービスの名称	内 容
児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障がい児（上肢・下肢または体幹の機能に障がいのある児童）に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校在学中の障がい児に対して、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練、その他の必要な支援を居宅にて行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児を対象に、事業所職員が保育所等へ訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

■サービス利用までの流れ

- ①相談・申請
 - ②5領域11項目の調査【概況調査】
 - ③放課後等デイサービスの基本報酬の区分における指標（放課後等デイサービス利用者のみ）
 - ④サービス等利用計画（案）の作成
 - ⑤サービス等担当者会議
 - ⑥支給決定・受給者証の交付
 - ⑦サービス提供事業者との契約
 - ⑧サービス利用開始
- 対象児 身体障がいのある児童、知的障がいのある児童、発達障がいのある児童、精神障がいのある児童、難病の児童等
 ※手帳の有無は問わず、児童相談所、医師、保健師等により療育の必要性が認められた児童も対象となります。
- 利用施設 別冊の「障がい者福祉サービス等事業所一覧」を参照してください。
- 費用負担 利用児と同一世帯員の市民税課税の有無、収入額により自己負担額が決定されます。
- 窓口 福祉課障がい福祉担当

10 在宅生活の支援

日中一時支援事業

在宅の障がい児者を介護者（保護者）が一時的に家庭において介護できないとき、事前に契約しておいた事業所等が日中活動の場を提供し、見守り・訓練等を行います。

○対象者 安曇野市に住所を有する、以下のいずれかに該当する人。

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人
- ②「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に掲げる特殊の疾病である人
- ③自立支援医療（精神通院）や特別児童扶養手当、精神障害により障害年金を受給している人
- ④医師による診断書又は意見書により利用が必要と認められた人

ただし、対象者が以下に該当する場合は利用できません。

- ・児童福祉法による保育サービス、介護保険法等による同等のサービスが利用できる
とき。
- ・医療機関に入院しているとき。

○利用施設 別冊の「障がい者福祉サービス等事業所一覧」を参照してください。

○費用負担 食費等は利用者の実費負担になります。（各事業所にご確認ください。）

○窓口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当

タイムケア事業

在宅の障がい児者を介護者（保護者）が一時的に家庭において介護できないとき、事前に登録しておいた介護者（隣人や知人又は指定された民間福祉団体等）が介護の支援をします。

○対象者 重症心身障がい者（児）、知的障がい者（児）、身体障がい児、重度身体障がい者、精神障がい者

○利用時間 年 300 時間以内（精神障がい者は 200 時間以内）

○費用負担 食費等は利用者の実費負担となります。

○利用方法 利用前に申請をしてください。

○窓口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当

家族介護用品購入助成事業

重度障がい者等であって、在宅している 3 歳以上の人を介護している人に、紙おむつ等購入費用の一部を助成する券を交付します。

- 対象者
- ・下肢機能障害 1、2 級又は体幹機能障害 1～3 級である身体障害者手帳（手帳等級が 1、2 級であるものに限る。）を交付されている人
 - ・療育手帳 A1 を交付されている人
 - ・特別障害者手当受給者

- ・要介護 3 以上に認定されている人
- 助成内容 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、防水シート、清拭剤(清拭用シートを含む。)、ドライシャンプー、口くうケアスポンジ及び口くうケアウェットティッシュを購入する際に利用できる助成券を月あたり 1,000 円分(1 枚)交付します。(年間最大 12 枚)
- 窓 口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当

入浴料金割引券の交付

次の要件に該当する人に、入浴料金割引券を交付します。

- 要件 申請年度の 4 月 1 日時点において市内に住所を有する 69 歳以下の人で、以下のいずれかの手帳を交付されている人。
 - ①身体障害者手帳 1～3 級
 - ②療育手帳
 - ③精神障害者保健福祉手帳

*年度途中で手帳を取得、市内へ転入してきた場合は当年度は対象となりません。
*申請時点で有効期限等が切れている場合は更新後に申請可能となります。
*70 歳以上の人へは、長寿社会課から交付されます。
- 交付内容 200 円の割引券を 12 枚交付します。認定された人には後日、割引券をお送りします。
- 使用範囲 市内の入浴施設(毎年利用対象施設が異なります。割引券送付時に利用施設一覧をお送りしています。)
- 関連 安曇野しゃくなげの湯「暖らんの湯」入浴料金割引券と重複して申請できません。
- 窓 口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当

安曇野しゃくなげの湯「暖らんの湯」入浴料金割引券の交付

次の要件に該当する人に、入浴割引券を交付します。

- 要件 申請年度の 4 月 1 日時点において市内に住所を有する、入浴時に介助者が必要な以下のいずれかに該当する障害者手帳を交付されている人。
 - ①視覚障がいの人
 - ②上肢または下肢の障がいを有する人
 - ③体幹の機能障がいにより歩行が困難な人および同程度以上の障がいを有する人
 - ④療育手帳 A1、A2 または精神障害者保健福祉手帳 1、2 級を有する人
 - ⑤療育手帳 B1、B2 または精神障害者保健福祉手帳 3 級を有し、かつ医療機関または療育機関により入浴時に介助が必要と認められた人
- 交付内容 1,500 円の割引券を年間 48 枚交付します。認定された人には後日、割引券をお送りします。
- 使用方法 割引券が利用できるのは、1 回につき平日の午後 1 時から 6 時のうち 1 時間です。事前にしゃくなげの湯へ予約(TEL88-4126)が必要です。
- 関連 200 円の入浴料金割引券と重複して申請できません。
- 窓 口 福祉課障がい福祉担当

手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がい者等の社会生活又は日常生活でのコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

- 対象者 市内に住所を有する聴覚障がい及び音声・言語機能障がいの身体障害者手帳所持者。
- 窓口 福祉課障がい福祉担当

身体障害者住宅等整備事業

(注) 必ず事前にご相談ください。

重度の身体障がい者が日常生活の一部を自力で行えるよう浴室、台所、便所、洗面所、玄関、階段、手すりの取り付け、床段差の解消等を整備改善する場合、県の補助事業に基づき補助金を交付します。

- 障がい程度 身体障害者手帳1～3級を交付されている65歳未満の人
- 所得制限 前年分の所得税額の合計額が世帯全体で8万円以下であること。
- 補助限度額 63万円
- 窓口 福祉課障がい福祉担当
- 関連 住宅の新築、増改築は対象になりません。

※身体障害者手帳4～6級を交付されている65歳未満の人でも条件により一部受けられる場合がありますので、事前にご相談ください。

県営住宅の優先入居

障がい者又は障がい者と同居する世帯は、県営住宅への優先入居や家賃の減免が受けられる場合があります。また、障がい者向け公営住宅もあります。

○障がい程度 身体障害者手帳 1～4 級

知的障がい A1、A2、B1

精神障害者保健福祉手帳 1、2 級

○所得制限 入居、減免条件に一定額の制限がありますので、詳しくは下記相談窓口へお問い合わせください。

○窓 口 県営住宅 管理代行者 長野県住宅供給公社松本事業所 (県松本合同庁舎南)
TEL47-0240 FAX47-8902

※市営住宅に関しては、県営住宅とは入居要件等が異なりますので、詳細については担当課へお問い合わせください。

都市建設部建築住宅課 TEL71-2245 FAX72-3569

NHK 受信料の減免

次に該当する場合、NHK 受信料が減免されます。

○内 容

半額減免	●NHK 受信契約者が世帯主で 視覚・聴覚障がい者 1～6 級 身体障害者手帳 1、2 級 療育手帳 A1 精神障害者保健福祉手帳 1 級を交付されている場合
全額減免	●身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が世帯の構成員で あり世帯全員が市県民税（住民税）非課税

○窓 口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当
NHK 長野放送局営業部 TEL026-291-5207

NTT 番号無料案内

下記の障がい者の方は無料で番号案内（ふれあい案内）を利用することができます。

○障がい程度 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）

1、2級又は視覚1～6級

療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている人

○窓口 NTT フリーダイヤル TEL0120-104174

○関連 上記のサービスの他に「福祉用クレジット通話」「電話お願い手帳」

「ファックスによるサービス」等のサービスがあります。

詳しくはNTT お客様相談センター TEL0120-019000

FAX0120-700133 へ

携帯電話基本使用料等の割引

次に該当する場合、携帯電話の基本使用料等が割引されます。

○対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付されている人

○窓口 各携帯電話会社の取扱い店またはグループ店

青い鳥郵便葉書の無料配布

青い鳥郵便はがき（20枚）が無料配布されます。

○対象者 身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A1、A2を交付されている人

○申し込み 毎年4月～5月に、お近くの郵便局に手帳を提示してお申し込みください。

○窓口 お近くの郵便局

知的障がい者生活協力員紹介事業

在宅の知的障がい者に生活協力員を紹介し、安心して主体的な地域生活を送るために、必要な支援・援助を行います。生活協力員（ボランティア）の登録も募集しています。

○対象者 知的障がい者

○依頼方法 県知的障害者育成会に支援依頼書を提出します。

○問い合わせ 県知的障害者育成会 TEL026-227-6811

郵便による不在者投票

以下の障がい者に該当する人は、「郵便等投票証明書」の交付をうけることで、郵便により投票することができます。詳細は、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

- 障がい程度 ・両下肢、体幹、移動機能：1、2級
 - ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸：1、3級
 - ・免疫、肝臓：1～3級

○代理記載制度

上記の障がいに加え、上肢または視覚の障がい者が1級である人は、「代理記載制度」を利用することができます。

- 窓 口 選挙管理委員会事務局 TEL71-2031

長野県障がい者文化芸術祭作品展

毎年9月に開催される長野県障がい者文化芸術祭の作品展への出品を募集しています。

- 募集時期 7月頃 「広報あづみの」等で募集します。
- 窓 口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当

長野県障がい者スポーツ協会

障がい者スポーツ各種大会の開催や障がい者スポーツのさまざまな情報提供を行っています。

- 窓 口 公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会
(長野県障害者福祉センター「サンアップル」内)
長野市下駒沢 586 TEL026-295-3661 FAX026-295-3662

長野県障がい者スポーツ大会

障がい者スポーツの県大会が毎年9月に松本平広域公園を主会場に開催されます。

- 窓 口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当

言語および聴覚障がい者等 110 番アプリシステム・FAX110 番

言語および聴覚障がい者等が、事件や事故にあったときに、警察への通報手段として、「110 番アプリシステム」と「FAX110 番」があります。

- 対象者 言語および聴覚障がい者等
- 送信方法 ①「110 番アプリシステム」
スマートフォンなどを利用して、音声によらず国内どこからでも通報できます。
アプリをダウンロードし、事前に登録が必要です。
- ②「FAX110 番」
ファクシミリ機能を持った電話機で通報できます。(長野県内のみ)
通報番号 0120-760-110

言語および聴覚障がい者等 FAX119 番

ファックスでの緊急通報（火災及び救急要請）も、電話と同じ 119 番で松本広域消防局に送信できます。（事前登録等の必要はありません）

○対象者 言語および聴覚障がい者等

○窓口 松本広域消防局 TEL25-0119 FAX25-3987

言語および聴覚障がい者等携帯電話等による Web 119 通報システム

聴覚障がい者等が、携帯電話やスマートフォンのインターネット機能と GPS 機能を活用して、災害や救急等の災害通報をすることができるサービスです。（事前登録が必要です。）

○対象者 松本広域圏（3市5村）に居住または通勤・通学をしていて、一般の加入電話（携帯）からの火災や救急等の災害通報が困難な人。

○窓口 福祉課障がい福祉担当

松本広域消防局 TEL25-0119 FAX25-3987

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人が、着用することで周囲の人に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくするものです。

○対象者 義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人

※障害者手帳や病状等を証明する書類の提示は必要ありません。

○窓口 福祉課障がい福祉担当 各支所地域課地域担当

※配布はおひとりにつき一個となります。

※申込は、本人またはその家族に限ります。

ヘルプカード

障がいのある人等が災害時や日常生活のなかで困ったときに、周囲に自己の障がいへの理解や支援を求めるため、緊急連絡先が必要な支援内容などが記載されたカードです。

○対象者 障がい等があり、周囲からの援助が必要な人

○入手方法 長野県ホームページからダウンロードいただけます。

※福祉課障がい福祉担当窓口配布用のヘルプカードが置いてあります。

ご希望があれば、窓口までお問い合わせください。

11 就 労

ハローワーク松本（松本公共職業安定所）

障がい者雇用の総合窓口として、障がい者のための窓口が設置されています。

○窓 口 ハローワーク松本（松本公共職業安定所） TEL27-0111 FAX27-0041

公共職業訓練

障がい者の就職を容易にし、職業の自立を図るため必要な技能の養成開発等の訓練を行います。

○訓練期間 職種により1カ月～2年

○訓練手当 公共職業安定所長の受講指示を受けた人に、訓練手当が支給されます。

○窓 口 ハローワーク松本（松本公共職業安定所） TEL27-0111 FAX27-0041

職場適応訓練

作業環境に適応することを容易にするため、知事が事業主に委託して訓練を実施します。

○訓練期間 原則として6カ月（重度障がい者は1年）以内。

短期職場適応訓練は原則として2週間（重度障がい者は4週間）以内となります。

○訓練手当 訓練を受ける障がい者に訓練手当が支給されます。

○窓 口 ハローワーク松本（松本公共職業安定所） TEL27-0111 FAX27-0041

障がい者雇用支援

比較的重度の知的障がい者や、一般就労したものの職場に定着することが困難な継続的支援を必要とする障がい者の職業的自立を図るため、通所の職業準備訓練、事業所での作業実習などにより、労働習慣を身につけるとともに、就職や職場定着に至るまでの相談・援助を行っています。

○実施場所 長野県松本障害者雇用支援センター（松本市寿北7-1-37）

○支援期間 原則として6カ月～1年

○費 用 職業準備訓練及び職場実習に係わる費用は無料。交通費及び昼食は自己負担。

○窓 口 長野県松本障害者雇用支援センター TEL85-1820

障害者就業・生活支援センター

就業支援ワーカーを配置し、障がいのある人の就業や職業定着支援を行います。

○窓 口 松本圏域障害者就業・生活支援センターらいと TEL88-5146

社会就労センター

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている人の自立の助長を図るため、就労又は技能の習得のために必要な機会の提供を行っています。

○安曇野市豊科社会就労センター TEL72-2422 FAX77-2687

○安曇野市穂高社会就労センター TEL82-2448 FAX82-9321

○安曇野市三郷社会就労センター TEL77-5911 FAX77-2043

○安曇野市明科社会就労センター TEL62-2369 FAX62-2367

12 相 談

子ども発達支援相談室（あづみっこサポートルーム）

発達に心配がある子どもの早期発見と早期支援、成長に合わせた途切れることのない支援を行います。家族が感じる子育ての悩みや子どもさん本人が抱える悩みの相談にも応じます。

○相談内容 養育での悩み、障がい有する（疑われる）子どもへの療育相談等

○相談受付 安曇野市穂高 9181 番地 穂高健康支援センター内

○相談時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）

開設時間 8時30分～17時15分

TEL81-0719 FAX81-0703

障がい者虐待に関する相談（通報）

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」では、何人も障がい者に対し、虐待をしてはならないと規定しています。虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合、国民には通報が義務付けられています。

また、虐待を受けた障がい者が自ら通報窓口に届け出ることもできます。

通報を受けた市町村は、事実確認を行い、障がい者の保護及び養護者の支援を行います。

○相談受付（通報） 福祉課障がい福祉担当

○相談時間 ・月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）

開設時間 8時30分～17時15分

TEL71-2251 FAX71-2328

・夜間、土日、祝日 宿日直

TEL71-2000 FAX71-2166

障がい者(児)相談支援事業

障がい者(児)やその家族からの生活相談や療育相談等に応じ、情報の提供及び助言、福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、障がい者(児)の権利擁護のための援助を行います。相談支援は無料で受けられます。

○ 事業の具体的内容

(1) 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）

(2) 社会資源を活用するための支援

(3) 社会生活力を高めるための支援

(4) 権利擁護のために必要な援助

(5) ひきこもりに関する相談

(6) 専門機関の紹介

(7) 障がい者(児)を支えるネットワークの構築

※ 相談支援を行っている事業所もあります。別冊の「障がい者福祉サービス等事業所一覧」を参照してください。

成年後見に関する相談

安曇野市等2市5村の支援により開設している「成年後見支援センターかけはし」があります。かけはしでは成年後見制度等に関する相談に常駐の社会福祉士等が応じます。

○相談内容 成年後見制度について、成年後見人等を受任されている方の支援、法人後見の受任

○相談受付 松本市梓川梓 2288 番地 3 松本市役所梓川支所内

・相談時間 月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）

開設時間 8時30分～17時15分

TEL88-6699 FAX88-6647

心の電話相談

長野県精神保健福祉センターで、電話相談を行っています。

○相談受付 相談時間 月曜日～金曜日の9時30分～16時（祝日・年末年始は除く）

TEL026-217-1680（上記時間のみ）

発達障がいに関する相談

長野県発達障害者支援センター（長野県精神保健福祉センター内）で行っています。

○相談受付 事前に電話でご予約ください。

相談時間 月曜日～金曜日の8時30分～17時15分（祝日・年末年始は除く）

TEL026-266-0280

依存症に関する相談

依存症相談支援センター（長野県精神保健福祉センター内）で行っています。

○相談受付 事前に電話でご予約ください。

相談時間 月曜日～金曜日の8時30分～17時15分（祝日・年末年始は除く）

TEL026-266-0280

ひきこもりに関する相談

ひきこもり支援センター（長野県精神保健福祉センター内）で行っています。

○相談受付 事前に電話でご予約ください。

相談時間 月曜日～金曜日の8時30分～17時15分（祝日・年末年始は除く）

TEL026-266-0280

行政機関等相談窓口

市外局番の標記無しは、すべて（0263）で始まります。

安曇野市役所内

内 容	機 関 名		電 話 番 号
福祉医療に関する事 高齢者福祉に関する事	社 会 課 長 寿	福祉政策担当	71-2253
		長寿福祉係	71-2254
障がい児・者に関する事 ひきこもりに関する事 虐待に関する事 生活保護に関する事	福 祉 課	障がい福祉担当	71-2251
		子ども発達支援相談室 (あづみっこホール内)	81-0719 (穂高健康支援センター内)
		生活支援担当	71-2252
母子家庭・父子家庭に関する事 DVに関する事 (児童担当)	支 援 課 子 ども	児童担当 (家庭児童相談室)	71-2255 (71-2265)
保育に関する事		保育担当	71-2256
介護保険に関する事 介護予防に関する事 介護認定に関する事	介 護 保 険 課	介護保険担当	71-2472
		介護予防担当	71-2474
		認定調査係	71-2012
健康に関する事	健 康 推 進 課	健康推進担当	71-2470
		健康支援担当 (保健センター)	TEL81-0726 FAX81-0703 (穂高健康支援センター内)
国民年金、障害年金に関する事	国保年金課	国保年金担当	71-2473
軽自動車税減免、市県民税の控除に関する事	税務課諸税係		71-2484
市営住宅に関する事	建築住宅課		71-2245

その他の機関

福祉全般に関すること ボランティアに関すること 生活福祉資金に関すること	安曇野市社会福祉協議会	73-7143 (豊科) 82-2940 (穂高) 77-8080 (三郷) 73-5288 (堀金) 62-2429 (明科)
精神障がい、難病や保健、医療等に関すること	松本保健福祉事務所 (県松本合同庁舎内)	TEL40-1938 FAX47-9293
自動車税・自動車取得税に関すること	中信県税事務所	TEL40-1905 FAX47-7820
児童福祉、心身障がい児に関する こと、知的障がい者に関すること	松本児童相談所	91-3370
身体障がいに関すること (補装具、施設入所、更生相談)	身体障害者更生相談所 (県立総合リハビリテーションセンター内)	TEL026-296-3953 FAX026-295-0716
障がい者の雇用に関すること	ハローワーク松本	TEL27-0111 FAX27-0041
社会保険、厚生年金に関すること	日本年金機構 松本年金事務所 松本市鎌田 2-8-37	TEL31-5150 FAX31-5183
所得税の控除に関すること	松本税務署	32-2790
成年後見に関すること	成年後見支援センターかけはし	88-6699
法律に関すること	法テラス (日本司法支援センター)	0570-078374
ひきこもりに関すること	NPO 法人 Gland・Riche (グランド・リッシュ)	090-5498-0905
	NPO 法人 ほたか野の花	Email nono87official @gmail.com

付 録

難病医療費助成制度の対象疾患一覧

注意：この一覧に載っている疾患でも、その程度によって制度の対象とならない場合があります。

1 球脊髄性筋萎縮症	45 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	91 バッド・キアリ症候群
2 筋萎縮性側索硬化症	46 悪性関節リウマチ（リウマトイド血管炎）	92 特発性門脈圧亢進症
3 脊髄性筋萎縮症	47 バージャー病.（ビュルガー病）	93 原発性胆汁性胆管炎
4 原発性側索硬化症	48 原発性抗リン脂質抗体症候群	94 原発性硬化性胆管炎
5 進行性核上性麻痺	49 全身性エリテマトーデス	95 自己免疫性肝炎
6 パーキンソン病	50 皮膚筋炎／多発性筋炎	96 クロウン病
7 大脳皮質基底核変性症	51 全身性強皮症	97 潰瘍性大腸炎
8 ハンチントン病	52 混合性結合組織病	98 好酸球性消化管疾患
9 神経有棘赤血球症（有棘赤血球を伴う舞蹈病）	53 シェーグレン症候群	99 慢性特発性偽性腸閉塞症
10 シャルコー・マリー・トゥース病	54 成人スチル病	100 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
11 重症筋無力症	55 再発性多発軟骨炎	101 腸管神経節細胞僅少症
12 先天性筋無力症候群（先天性筋無緊張症）	56 ベーチェット病	102 ルビンシュタイン・テイビ症候群
13 多発性硬化症／視神経脊髄炎	57 特発性拡張型心筋症	103 CFC 症候群
14 慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	58 肥大型心筋症	104 コステロ症候群
15 封入体筋炎	59 拘束型心筋症	105 チャージ症候群
16 クロウ・深瀬症候群	60 再生不良性貧血	106 クリオピリン関連周期熱症候群
17 多系統萎縮症	61 自己免疫性溶血性貧血	107 若年性特発性関節炎
18 脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	62 発作性夜間ヘモグロビン尿症	108 TNF 受容体関連周期性症候群
19 ライソゾーム病	63 特発性血小板減少性紫斑病	109 非典型溶血性尿毒症症候群
20 副腎白質ジストロフィー	64 血栓性血小板減少性紫斑病	110 ブラウ症候群
21 ミトコンドリア病	65 原発性免疫不全症候群	111 先天性ミオパチー
22 もやもや病	66 IgA 腎症	112 マリネスコ・シェーグレン症候群
23 プリオン病	67 多発性嚢胞腎	113 筋ジストロフィー
24 亜急性硬化性全脳炎	68 黄色靱帯骨化症	114 非ジストロフィー性ミオトニー症候群
25 進行性多巣性白質脳症	69 後縦靱帯骨化症	115 遺伝性周期性四肢麻痺
26 HTLV-1 関連脊髄症	70 広範脊柱管狭窄症	116 アトピー性脊髄炎
27 特発性基底核石灰化症（ファール病）	71 特発性大腿骨頭壊死症	117 脊髄空洞症
28 全身性アミロイドーシス	72 下垂体性 ADH 分泌異常症	118 脊髄髄膜瘤
29 ウルリッヒ病	73 下垂体性 TSH 分泌亢進症	119 アイザックス症候群
30 遠位型ミオパチー	74 下垂体性 PRL 分泌亢進症	120 遺伝性ジストニア
31 ベスレムミオパチー	75 クッシング病（下垂体性 ACTH 分泌亢進症）	121 神経フェリチン症
32 自己食空胞性ミオパチー	76 下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症	122 脳表ヘモジゲリン沈着症
33 シュワルツ・ヤンペル症候群	77 下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	123 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体性劣性白質脳症
34 神経線維腫症	78 下垂体前葉機能低下症	124 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体性優性脳動脈症
35 天疱瘡	79 家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	125 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
36 表皮水疱症	80 甲状腺ホルモン不応症	126 ペリー症候群
37 膿疱性乾癬（汎発性）	81 先天性副腎皮質酵素欠損症	127 前頭側頭葉変性症
38 スティーヴンス・ジョンソン症候群	82 先天性副腎低形成症	128 ビッカースタッフ脳幹脳炎
39 中毒性表皮壊死症	83 アジソン病	129 けいれん重積型（二相性）急性脳症
40 高安動脈炎（大動脈炎症候群）	84 サルコイドーシス	130 先天性無痛無汗症
41 巨細胞性動脈炎	85 特発性間質性肺炎	131 アレキサンダー病
42 結節性多発動脈炎	86 肺動脈性肺高血圧症	132 先天性核上性球麻痺
43 顕微鏡的多発血管炎	87 肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	133 メビウス症候群
44 多発血管炎性肉芽腫症（ウェグナー肉芽腫症）	88 慢性血栓性肺高血圧症	
	89 リンパ脈管筋腫症	
	90 網膜色素変性症	

134 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	186 ロスマンド・トムソン症候群	240 フェニルケトン尿症
135 アイカルディ症候群	187 歌舞伎症候群	241 高チロシン血症 1 型
136 片側巨脳症	188 多脾症候群	242 高チロシン血症 2 型
137 限局性皮質異形成	189 無脾症候群	243 高チロシン血症 3 型
138 神経細胞移動異常症	190 鰓耳腎症候群	244 メープルシロップ尿症
139 先天性大脳白質形成不全症	191 ウェルナー症候群	245 プロピオン酸血症
140 ドラベ症候群	192 コケイン症候群	246 メチルマロン酸血症
141 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	193 プラダー・ウィリ症候群	247 イソ吉草酸血症
142 ミオクロニー欠伸てんかん	194 ソトス症候群	248 グルコーストランスポーター1 欠損症
143 ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	195 ヌーナン症候群	249 グルタル酸血症 1 型
144 レノックス・ガストー症候群	196 ヤング・シンプソン症候群	250 グルタル酸血症 2 型
145 ウエスト症候群	197 1 p 36 欠失症候群	251 尿素サイクル異常症
146 大田原症候群	198 4p-症候群	252 リジン尿性蛋白不耐症
147 早期ミオクロニー脳症	199 5p-症候群	253 先天性葉酸吸収不全
148 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	200 第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群	254 ポルフィリン症
149 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	201 アンジェルマン症候群	255 複合カルボキシラーゼ欠損症
150 環状 20 番染色体症候群	202 スミス・マギニス症候群	256 筋型糖原病
151 ラスムッセン脳炎	203 22q11.2 欠失症候群	257 肝型糖原病
152 PCDH19 関連症候群	204 エマヌエル症候群	258 ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
153 難治顔回部分発作重積型急性脳炎	205 脆弱 X 症候群関連疾患	259 レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
154 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	206 脆弱 X 症候群	260 シトステロール血症
155 ランドウ・クレフナー症候群	207 総動脈幹遺残症	261 タンジール病
156 レット症候群	208 修正大血管転位症	262 原発性高カイロミクロン血症
157 スタージ・ウェーバー症候群	209 完全大血管転位症	263 脳髄黄色腫症
158 結節性硬化症	210 単心室症	264 無 β リポタンパク血症
159 色素性乾皮症	211 左心低形成症候群	265 脂肪萎縮症
160 先天性魚鱗癬	212 三尖弁閉鎖症	266 家族性地中海熱
161 家族性良性慢性天疱瘡	213 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	267 高 I g D 症候群
162 類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)	214 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	268 中條・西村症候群
163 特発性後天性全身性無汗症	215 ファロー四徴症	269 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
164 眼皮膚白皮症	216 両大血管右室起始症	270 慢性再発性多発性骨髄炎
165 肥厚性皮膚骨膜症	217 エプスタイン病	271 強直性脊椎炎
166 弾性線維性仮性黄色腫	218 アルポート症候群	272 進行性骨化性線維異形成症
167 マルフアン症候群	219 ギャロウェイ・モワト症候群	273 肋骨異常を伴う先天性側弯症
168 エーラス・ダンロス症候群	220 急速進行性糸球体腎炎	274 骨形成不全症
169 メンケス病	221 抗糸球体基底膜腎炎	275 タナトフォリック骨異形成症
170 オクシピタル・ホーン症候群	222 一次性ネフローゼ症候群	276 軟骨無形成症
171 ウィルソン病	223 一次性膜性増殖性糸球体腎炎	277 リンパ管腫症/ゴーハム病
172 低ホスファターゼ症	224 紫斑病性腎炎	278 巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)
173 VATER 症候群	225 先天性腎性尿崩症	279 巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)
174 那須ハコラ病	226 間質性膀胱炎 (ハンナ型)	280 巨大動静脈奇形 (頸部顔面/四肢病変)
175 ウィーバー症候群	227 オスラー病	281 クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
176 コフィン・ローリー 症候群	228 閉塞性細気管支炎	282 先天性赤血球形成異常性貧血
177 ジュペール症候群関連疾患	229 肺胞蛋白症 (自己免疫性/先天性)	283 後天性赤芽球癆
178 モワット・ウィルソン症候群	230 肺胞低換気症候群	284 ダイアモンド・ブラックファン貧血
179 ウィリアムズ症候群	231 α 1-アンチトリプシン欠乏症	285 ファンコニ貧血
180 ATR-X 症候群	232 カーニー複合	286 遺伝性鉄芽球性貧血
181 クルーゾン症候群	233 ウォルフラム症候群	287 エプスタイン症候群
182 アペール症候群	234 ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)	288 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
183 ファイファー症候群	235 副甲状腺機能低下症	289 クロンカイト・カナダ症候群
184 アントレイ・ピクスラー症候群	236 偽性副甲状腺機能低下症	290 非特異性多発性小腸潰瘍症
185 コフィン・シリズ症候群	237 副腎皮質刺激ホルモン不応症	291 ヒルシスプルング病 (全結腸型/小腸型)
	238 ビタミン D 抵抗性くる病 / 骨軟化症	
	239 ビタミン D 依存性くる病 / 骨軟化症	

292 総排泄腔外反症	307 カナバン病	320 先天性グリコシルホスファチジル イノシトール(GPI)欠損症
293 総排泄腔遺残	308 進行性白質脳症	321 非ケトーシス型高グリシン血 症
294 先天性横隔膜ヘルニア	309 進行性ミオクロオスステんかん	322 β -ケトチオラーゼ欠損症
295 乳幼児肝巨大血管腫	310 先天異常症候群	323 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠 損症
296 胆道閉鎖症	311 先天性三尖弁狭窄症	324 メチルグルタコン酸尿症
297 アラジール症候群	312 先天性増幅弁狭窄症	325 遺伝性自己炎症疾患
298 遺伝性膀胱炎	313 先天性肺静脈狭窄症	326 大理石骨病
299 嚢胞性線維症	314 左肺動脈右肺動脈起始症	327 突発性血栓症(遺伝性血栓性素因 によるものに限る)
300 I g G 4 関連疾患	315 ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群) /LMX 1 B 関連腎症	328 前眼部形成異常
301 黄斑ジストロフィー	316 カルニチン回路異常症	329 無虹彩症
302 レーベル遺伝性視神経症	317 三頭酵素欠乏症	330 先天性気管狭窄症 /先天性声門下狭窄症
303 アッシャー症候群	318 シトリン欠損症	331 特発性多中心性キャッスルマン病
304 若年発症型両側性感音難聴	319 セピアプテリン還元酵素(SR) 欠損症	332 膠様滴状角膜ジストロフィー
305 遅発性内リンパ水腫		333 ハッチンソン・ギルフォード症候 群
306 好酸球性副鼻腔炎		

障害者総合支援法の対象疾患一覧

注意：この一覧に載っている疾患でも、その程度によって制度の対象とならない場合があります。

1 アイカルディ症候群	52 カナバン病	97 原発性側索硬化症
2 アイザックス症候群	53 化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	98 原発性胆汁性胆管炎
3 IgA 腎症	54 歌舞伎症候群	99 原発性免疫不全症候群
4 IgG4 関連疾患	55 ガラクトースー1ーリン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	100 顕微鏡的大腸炎
5 亜急性硬化性全脳炎	56 カルニチン回路異常症	101 顕微鏡的多発血管炎
6 アジソン病	57 加齢黄斑変性	102 高 IgD 症候群
7 アッシュャー症候群	58 肝型糖尿病	103 好酸球性消化管疾患
8 アトピー性脊髄炎	59 間質性膀胱炎(ハンナ型)	104 好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
9 アペール症候群	60 環状 20 番染色体症候群	105 好酸球性副鼻腔炎
10 アミロイドーシス	61 関節リウマチ	106 抗糸球体基底膜腎炎
11 アラジール症候群	62 完全大血管転位症	107 後縦靭帯骨化症
12 アルポート症候群	63 眼皮膚白皮症	108 甲状腺ホルモン不応症
13 アレキサンダー病	64 偽性副甲状腺機能低下症	109 拘束型心筋症
14 アンジェルマン症候群	65 ギャロウェイ・モワト症候群	110 高チロシン血症 1 型
15 アントレー・ピクスラー症候群	66 急性壊死性脳症	111 高チロシン血症 2 型
16 イソ吉草酸血症	67 急性網膜壊死	112 高チロシン血症 3 型
17 一次性ネフローゼ症候群	68 球脊髄性筋萎縮症	113 後天性赤芽球癆
18 一次性膜性増殖性糸球体腎炎	69 急速進行性糸球体腎炎	114 広範脊柱管狭窄症
19 1 p 3 6 欠失症候群	70 強直性脊推炎	115 膠様滴状角膜ジストロフィー
20 遺伝性自己炎症疾患	71 巨細胞性動脈炎	116 抗リン脂質抗体症候群
21 遺伝性ジストニア	72 巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	117 コケイン症候群
22 遺伝性周期性四肢麻痺	73 巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	118 コステロ症候群
23 遺伝性腭炎	74 巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	119 骨形成不全症
24 遺伝性鉄芽球性貧血	75 巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	120 骨髄異形成症候群
25 ウィーバー症候群	76 筋萎縮性側索硬化症	121 骨髄線維症
26 ウィリアムズ症候群	77 筋型糖尿病	122 ゴナドトロピン分泌亢進症
27 ウィルソン病	78 筋ジストロフィー	123 5 p 欠失症候群
28 ウェスト症候群	79 クッシング病	124 コフィン・シリス症候群
29 ウェルナー症候群	80 クリオピリン関連周期熱症候群	125 コフィン・ローリー症候群
30 ウォルフラム症候群	81 クリップル・トレノネー・ウェーバー症候群	126 混合性結合組織病
31 ウルリッヒ病	82 クルーゼン症候群	127 鯉耳腎症候群
32 HTLV-1 関連脊髄症	83 グルコーストランスポーター欠損症	128 再生不良性貧血
33 ATTR-X 症候群	84 グルタル酸血症 1 型	129 サイトメガロウィルス角膜内皮炎
34 ADHD 分泌異常症	85 グルタル酸血症 2 型	130 再発性多発軟骨炎
35 エーラス・ダンロス症候群	86 クロウ・深瀬症候群	131 左心低形成症候群
36 エプスタイン症候群	87 クローン病	132 サルコイドーシス
37 エプスタイン病	88 クロンカイト・カナダ症候群	133 三尖弁閉鎖症
38 エマヌエル症候群	89 痙攣重積型(二相性)急性脳症	134 三頭酸素欠損症
39 遠位型ミオパチー	90 結節性硬化症	135 CFC 症候群
40 円錐角膜	91 結節多発動脈炎	136 シェーグレン症候群
41 黄色靭帯骨化症	92 血栓性血小板減少性紫斑病	137 色素性乾皮症
42 黄斑ジストロフィー	93 限局性皮質異形成	138 自己貪食空胞性ミオパチー
43 大田原症候群	94 原発性局所多汗症	139 自己免疫性肝炎
44 オクシタル・ホーン症候群	95 原発性硬化性胆管炎	140 自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
45 オスラー病	96 原発性高脂血症	141 自己免疫性溶血性貧血
46 カーニー複合		142 四肢形成不全
47 海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん		143 シトステロール血症
48 潰瘍性大腸炎		144 シトリン欠損症
49 下垂体前葉機能低下症 49		145 紫斑病性腎炎
50 家族性地中海熱		146 脂肪萎縮症
51 家族性良性慢性天疱瘡		147 若年性特発性関節炎
		148 若年性肺気腫

149 シャルコー・マリー・トゥース病	205 総動脈幹遺残	259 脳表ヘモジデリン沈着症
150 重症筋無力症	206 総排泄腔遺残	260 膿疱性乾癬
151 修正大血管転位症	207 総排泄腔外反症	261 嚢胞性線維症
152 ジュベール症候群関連疾患	208 ソトス症候群	262 パーキンソン病
153 シュワルツ・ヤンベル症候群	209 ダイアモンド・ブラックファン貧血	263 バージャー病
154 徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	210 第14番染色体父親性ダイソミー症候群	264 肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
155 神経細胞移動異常症	211 大脳皮質基底核変性症	265 肺動脈性肺高血圧症
156 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	212 大理石骨症	266 肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
157 神経線維腫症	213 ダウン症候群	267 ハッチンソン・ギルフォード症候群
158 神経フェリチン症	214 高安動脈炎	268 肺胞低換気症候群
159 神経有棘赤血球症	215 多系統萎縮症	269 バッド・キアリ症候群
160 進行性核上性麻痺	216 タナトフォリック骨異形成症	270 ハンチントン病
161 進行性骨化性線維異形成症	217 多発血管炎性肉芽腫症	271 汎発性特発性骨増殖症
162 進行性多巣性白質脳症	218 多発性硬化症/視神経脊髄炎	272 PCDH19 関連症候群
163 進行性白質脳症	219 多発性軟骨性外骨腫症	273 非ケトーシス型高グリシン血症
164 進行性ミオクロヌステんかん	220 多発性嚢胞腎	274 肥厚性皮膚骨膜炎
165 心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	221 多脾症候群	275 非ジストロフィー性ミオトニー症候群
166 心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	222 タンジール病	276 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
167 スタージ・ウェーバー症候群	223 単心室症	277 肥大型心筋症
168 ステューヴンス・ジョンソン症候群	224 弾性線維性仮性黄色腫	278 左肺動脈右肺動脈起始症
169 スミス・マギニス症候群	225 短腸症候群	279 ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
170 スモン	226 胆道閉鎖症	280 ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
171 脆弱X症候群	227 遅発性内リンパ水腫	281 ビッカースタッフ脳幹脳炎
172 脆弱X症候群関連疾患	228 チャージ症候群	282 非典型溶血性尿毒症症候群
173 正常圧水頭症	229 中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	283 非特異性多発性小腸潰瘍症
174 成人スチル病	230 中毒性表皮壊死症	284 皮膚筋炎/多発性筋炎
175 成長ホルモン分泌亢進症	231 腸管神経節細胞僅少症	285 びまん性汎細気管支炎
176 脊髄空洞症	232 SH 分泌亢進症	286 肥満低換気症候群
177 脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	233 TNF 受容体関連周期性症候群	287 表皮水疱症
178 脊髄髄膜瘤	234 低ホスファターゼ症	288 ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)
179 脊髄性筋萎縮症	235 天疱瘡	289 VATER 症候群
180 セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	236 禿頭と変形性脊髄症を伴う常染色体劣性白質脳症	290 ファイファー症候群
181 前眼部形成異常	237 特発性拡張性心筋症	291 ファロー四徴症
182 全身性強皮症	238 特発性間質性肺炎	292 ファンコニ貧血
183 全身性エリテマトーデス	239 特発性基底核石灰化症	293 封入体筋炎
184 先天異常症候群	240 特発性血小板減少性紫斑病	294 フォンタン術後症候群
185 先天性横隔膜ヘルニア	241 特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	295 フェニルケトン尿症
186 先天性核上性核上性球麻痺	242 特発性後天性全身性無汗症	296 複合カルボキシラーゼ欠損症
187 先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	243 特発性大髄骨頭壊死症	297 副甲状腺機能低下症
188 先天性魚鱗癬	244 特発性多中心性キャッスルマン病	298 副腎白質ジストロフィー
189 先天性筋無力症候群	245 特発性門脈圧亢進症	299 副腎皮質刺激ホルモン不応症
190 先天性グリコシルホスファチジルイノシートル(GPI)欠損症	246 特発性両側性感音難聴	300 ブラウ症候群
191 先天性三尖弁狭窄症	247 突発性難聴	301 プラダー・ウィリ症候群
192 先天性腎症尿崩症	248 ドラベ症候群	302 プリオン病
193 先天性赤血球形成異常性貧血	249 中条・西村症候群	303 プロピオン酸血症
194 先天性僧帽弁狭窄症	250 那須・ハコラ病	304 PRL 分泌亢進症(高プロラクチン血症)
195 先天性大脳白質形成不全症	251 軟骨無形成症	305 閉塞性細気管支炎
196 先天性肺動脈狭窄症	252 難治頻回部分発作重積型急性脳炎	306 β -ケトチオラーゼ欠損症
197 先天性風疹症候群	253 2 q 1 1. 2 欠失症候群	307 ベーチェット病
198 先天性副腎低形成症	254 乳幼児肝巨大血管腫	308 ベレムミオパチー
199 先天性副腎皮質酵素欠損症	255 尿素サイクル異常症	309 ヘパリン起因性血小板減少症
200 先天性ミオパチー	256 ヌーナン症候群	310 ヘモクロマトーシス
201 先天性無痛無汗症	257 ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B 関連腎症	311 ペリー症候群
202 先天性葉酸吸収不全	258 脳髄黄色腫症	312 ペルーシド角膜辺縁変性症
203 前頭側頭葉変性症		
204 早期ミオクロニー脳症		

313 ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	332 メープルシロップ尿症	348 ランドウ・クレフナー症候群
314 片側巨脳症	333 メチルグルタコン酸尿症	349 リジン尿性蛋白不耐症
315 片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	334 メチルマロン酸血症	350 両側性小耳症・外耳道閉鎖症
316 芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	335 メビウス症候群	351 両大血管右室起始症
317 発作性夜間ヘモグロビン尿症	336 メンケス病	352 リンパ管腫症/ゴーム病
318 ポルフィリン症	337 網膜色素変性症	353 リンパ脈管筋腫症
319 マリネスコ・シェーグレン症候群	338 もやもや病	354 類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
320 マルフアン症候群	339 モワット・ウィルソン症候群	355 ルビンシュタイン・テイビ症候群
321 慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー	340 薬剤性過敏症症候群	356 レーベル遺伝性視神経症
322 慢性血栓塞栓性肺高血圧症	341 ヤング・シン普森症候群	357 レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
323 慢性再発性多発性骨髄炎	342 優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	358 劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
324 慢性睥炎	343 遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	359 レノックス・ガストー症候群
325 慢性特発性偽性腸閉塞症	344 4 p 欠失症候群	360 ロスマンド・トムソン症候群
326 ミオクロニー失神てんかん	345 ライゾゾーム病	361 肋骨異常を伴う先天性側弯症
327 ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	346 ラスムッセン脳炎	
328 ミトコンドリア病	347 ランゲルハンス細胞組織球症	
329 無虹彩症		
330 無脾症候群		
331 無βリポタンパク血症		

介護保険制度について

原則として、障害者福祉制度と同様のサービスが介護保険で受けられる場合には、介護保険を優先することとされています。

介護保険の概要	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人
保険料	12段階の所得段階区分に応じて決まります。	加入している医療保険の算定方法に基づき、決まります。
保険料の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ●特別徴収 1つの年金の年間受給額が18万円以上の人には年金から天引きされます。 	各種医療保険料と一括して支払います。 ※詳しくは下記へお問い合わせください。 ・安曇野市国民健康保険加入の人は国保年金課 国保年金担当または各支所地域課地域担当へ ・その他、各種保険に加入の人はお勤め先の担当者等へ
	<ul style="list-style-type: none"> ●普通徴収 1つの年金の年間受給額が18万円未満の人、65歳になった直後の人は特別徴収に切り替わるまで納付書または口座振替で納めていただきます。 	
給付の対象者 ※給付を受けるには「要介護認定」が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ●寝たきり・認知症等で入浴、排泄、食事などの日常生活に介護が必要な人（要介護） ●家事や身支度などの日常生活に支援が必要な人（要支援） 	加齢に伴う病気（特定疾病）によって介護または支援が必要な人 【特定疾病 16疾病】 ①がん ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症 ⑦パーキンソン病（関連疾患） ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険で受けられるサービス

【◎障がい者福祉にもあるサービス ○介護保険のサービス】

	在宅サービス (居住系サービス含む)	施設サービス
要介護者	<ul style="list-style-type: none"> ◎訪問介護 (ホームヘルプサービス) ◎訪問入浴 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ◎通所介護 (デイサービス) ○通所リハビリテーション (デイケア) ○居宅療養管理指導 (医師、歯科医師、薬剤師等による訪問指導) ◎短期入所生活介護 (ショートステイ) ◎短期入所療養介護 (ショートステイ) ◎地域密着型通所介護 (デイサービス) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者のグループホーム) ○特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等における介護) ○福祉用具の貸与 ◎福祉用具の購入費の支給 ◎住宅改修費の支給(手すり、段差の解消など) ○小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○認知症対応型通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設(要介護3以上) (特別養護老人ホーム) ○介護老人保健施設 (老人保健施設) ○介護療養型医療施設 (療養型病床群など) ○介護医療院 ○地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (要介護3以上)
要支援者	<ul style="list-style-type: none"> ○同上 (ただし、訪問介護、通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護を除く) ○介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防生活支援サービス事業) 	要支援者は施設入所できません。
事業対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防生活支援サービス事業) 	事業対象者は施設入所できません。

後期高齢者医療について

後期高齢者医療は、75歳以上の方が被保険者となる制度ですが、65歳以上75歳未満の方も一定程度の障がいがある人は、長野県後期高齢者医療広域連合の認定を受けると、認定を受けた日から後期高齢者医療保険に加入することができます。

後期高齢者医療保険へ加入する人は、現在、ご加入の健康保険から脱退することになり、被保険者ごとに保険料が賦課されることとなります。

詳細については、担当課窓口までお問い合わせください。

一定程度の障がいとは

- ・身体障害者手帳1～3級
- ・身体障害者手帳4級のうち音声・言語・そしゃく障害と下肢障害（1・3・4号）
- ・療育手帳「A」
- ・精神障害者保健福祉手帳1、2級
- ・国民年金などの障害年金の1、2級

○窓 口 国保年金課 TEL71-2475 各支所地域課地域担当

<申請にご持参いただくもの> ①障害者手帳（身体・療育・精神）

※障害年金で申請される方は年金証書

②現在お持ちの健康保険証

③通帳（保険料：引き落としの口座）

④通帳印

特別児童扶養手当等の所得制限について

判定の対象となる所得の計算は、控除の取扱いなど所得税・住民税の計算とは異なります。

○所得の計算方法

所得(源泉徴収票の給与所得控除後の額)－下記の各種所得控除＝判定の対象となる所得

控除額	社会保険料控除	80,000 円控除 但し受給者自身が 20 歳以上の受給資格者の場合は、源泉徴収票または確定申告書に記載されている額
	雑損控除	控 除 相 当 額 (源泉徴収票または確定申告書に記載されている額)
	医療費控除	
	小規模企業共済等掛金控除	
	配偶者特別控除	
	障害者控除	障害者 1 人につき 270,000 円控除
	特別障害者控除	障害者 1 人につき 400,000 円控除
	寡婦（夫）控除	270,000 円控除 配偶者には適用なし
	寡婦（夫）控除の特例	350,000 円控除 配偶者には適用なし
	勤労学生控除	270,000 円控除

- ・特別障害者手当の受給者の場合は、非課税の公的年金等も収入として計算に含めます。
- ・譲渡所得など、特別に計算が必要な所得もあります。

○特別児童扶養手当所得制限限度額表

扶養親族等の人数	本人（受給者）	配偶者と扶養義務者※
0 人	4,596,000 円	6,287,000 円
1 人	4,976,000 円	6,536,000 円
2 人	5,356,000 円	6,749,000 円
3 人	5,736,000 円	6,962,000 円
4 人	6,116,000 円	7,175,000 円
5 人	6,496,000 円	7,388,000 円
6 人～	1 人増すごとに 380,000 円加算	1 人増すごとに 213,000 円加算

- ・本人に老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、該当者 1 人につき限度額に 100,000 円を加算、特定扶養親族並びに 16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族がある場合は 250,000 円を加算
- ・配偶者および扶養義務者に老人扶養親族がある場合は、該当者 1 人につき限度額に 60,000 円を加算（扶養親族が老人のみの場合は 2 人目から）
- ・扶養親族等の人数は税法上の扶養人数です。

○特別障害者手当・障害児福祉手当所得制限限度額表

扶養親族等の人数	本人（受給者）	配偶者と扶養義務者※
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
4人	5,124,000円	7,175,000円
5人	5,504,000円	7,388,000円
6人～	1人増すごとに380,000円加算	1人増すごとに213,000円加算

- ・本人に老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、該当者1人につき限度額に100,000円を加算、特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族がある場合は250,000円を加算
- ・配偶者および扶養義務者に老人扶養親族がある場合は、該当者1人につき限度額に60,000円を加算(扶養親族が老人のみの場合は2人目から)
- ・扶養親族等の人数は税法上の扶養人数です。

※表での扶養義務者とは、

民法上の扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹。養子縁組をしている場合は配偶者の血族も対象。）で、かつ、受給資格者の生計を現に維持している者（住民票上世帯分離をしても、同一地番に住む者はこの扶養義務者にあたります。）です。